

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 三浦 正臣

1 日 時

令和6年9月17日（火） 午後1時00分から
午後4時05分まで

2 場 所

第5委員会室

3 出席した委員の氏名

三浦正臣、清田哲也、中野哲朗、後藤慎太郎、御手洗朋宏、成迫健児、戸高賢史、堤栄三

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

小川克己、福崎智幸、吉村尚久

6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 工藤哲史、生活環境部長 島田忠 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第76号議案のうち本委員会関係部分、第81号議案及び第82号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第80号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに賛成多数をもって決定した。
- (3) 大分県長期総合計画の実施状況について、公社等外郭団体の経営状況について、おおいた子ども・子育て応援プラン（第4期）の進捗状況について及び第3次大分県環境基本計画の実施状況についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 主査 坂口泰弘
政策調査課政策法務班 主事 岩尾晴花

福祉保健生活環境委員会次第

日時：令和6年9月17日（火）13：00～

場所：第5委員会室

1 開 会

2 福祉保健部関係

13：00～14：30

(1) 合い議案件の審査

第 80号議案 大分県長期総合計画の策定について（付託委員会：総務企画委員会）

(2) 付託案件の審査

第 76号議案 令和6年度大分県一般会計補正予算（第2号）（本委員会関係部分）

第 81号議案 一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

(3) 諸般の報告

①大分県長期総合計画の実施状況について

②おおいた子ども・子育て応援プラン（第4期）の進捗状況について

③公社等外郭団体の経営状況等について

・大分県社会福祉協議会

・大分県臓器移植医療協会

・大分県アイバンク協会

・大分県地域保健支援センター

④計画等の改定について（報告議案）

・新たな大分県地域福祉基本計画案の骨子について

・新たな次世代育成支援行動計画案（おおいた子ども・子育て応援プラン（第5期）（仮称））の骨子について

⑤その他の部門計画等の策定について

・次期大分県社会的養育推進計画（仮称）案の骨子について

(4) その他

3 生活環境部関係

14：30～16：00

(1) 合い議案件の審査

第 80号議案 大分県長期総合計画の策定について（付託委員会：総務企画委員会）

(2) 付託案件の審査

第 76号議案 令和6年度大分県一般会計補正予算（第2号）（本委員会関係部分）

第 82号議案 大分県環境基本計画の策定について

(3) 諸般の報告

①公社等外郭団体の経営状況等について

②大分県長期総合計画の実施状況について

- ③第3次大分県環境基本計画の実施状況について
- ④第5次おおいた男女共同参画プランの実施状況について
- ⑤大分県地域防災計画の修正について
- ⑥大分県人権尊重施策基本方針の改定について
- ⑦第5次大分県DV対策基本計画の策定について
- ⑧大分県青少年健全育成基本計画について
- ⑨令和5年度大気環境、水環境、ダイオキシン類、自動車騒音及び環境放射能水準調査結果について

(4) その他

4 協議事項

16:00～16:05

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

三浦委員長 ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

本日は委員外議員として小川議員、福崎議員、吉村尚久議員に出席いただいています。

委員外議員に申し上げます。委員外議員が発言を希望する場合は、委員の質疑終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案3件、総務企画委員会から合い議があった議案1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより福祉保健部関係の審査に入ります。

それでは、最初に合い議案件の審査を行います。総務企画委員会から合い議のあった第80号議案大分県長期総合計画の策定についてのうち、福祉保健部関係部分について執行部の説明を求めます。

工藤福祉保健部長 説明に先立ち、高齢者福祉課長が午前中、緊急用務のため佐伯市へ行っており、まもなく戻ります。特段代理を立てずに数分お待ちいただければ合流します。大変失礼します。

2ページを御覧ください。第80号議案大分県長期総合計画の策定について説明します。

初めに、これまでの経過等についてです。下段のスケジュールにあるとおり、計画の策定にあたっては、県議会の皆様をはじめとして、策定県民会議、関係団体、高校生、市町村など多様な県民の声を聞きながら検討を進めてきました。委員の皆様には、定例会の都度、説明会の時間をいただき、貴重な御意見をいただいたことに、改めて厚く御礼申し上げます。

先の第2回定例会の閉会日である6月28日には、素案の説明会を開催して皆様から御意見をいただきました。その後のパブリックコメントや新しいおおいた共創会議での市町村長の御意見等も踏まえ、今回成案という形で議案を提出しました。6月28日以降の変更点等につい

ては、後ほど御説明します。

3ページを御覧ください。計画案の全体概要です。

上段は基本構想ですが、左側に想定を上回るスピードで進む人口減少をはじめ、計画策定にあたり踏まえるべき時代の要請や潮流の変化を掲載しています。真ん中では、これまでの成果の継承と新たなステージへの発展、県民の声、思いをカタチに、10年後のさらにその先も見据えての三つを基本的な考え方として整理しています。

またこの計画は、県行政の長期的、総合的な指針を示す最上位計画であり、10年計画として策定をする点は、これまでの長期総合計画と同様です。

基本計画の構成です。取り組む政策・施策を安心、元気、未来創造の3分野でまとめています。

まず安心の分野では、最重要として一番目に整理した災害対策に、能登半島地震を踏まえた対策の強化など、新たな要素も盛り込んでいます。また、こども・子育て支援や健康・医療・介護、障がい者支援では、障がい者雇用率から障がい者活躍へと幅を広げた上で、引き続き三つの分野で日本一を目指します。

元気の分野ですが、農林水産業では園芸・畜産の生産拡大といった成長産業化、観光では多様なツーリズムやインバウンドの推進のほか、持続可能な観光地域づくりも推進していきたいと考えています。また、喫緊の課題である人材確保・育成には、全庁を挙げて取り組みます。

最後に未来創造の分野です。全ての県勢発展の基礎となる交通ネットワークを1番目に置いた上で、高規格道路の整備促進や10年後のさらにその先を見据えた広域交通ネットワークの形成に向けた取組も整理しています。

また、2050年のカーボンニュートラルの実現を視野に入れ、GXやDXなど最先端の課題についてもしっかりと政策として位置付けて

います。

最後は教育です。遠隔教育システムの活用など、県内どの地域でも多様で質の高い教育を受けられる環境整備等を進めていきます。以上が計画案の全体概要です。

続いて、4ページから9ページにかけては、パブリックコメントで58名からいただいた103件の意見を記載しています。その多くは、既に計画案に盛り込まれている内容や、計画を実行する段階での個別・具体的な意見でした。後ほど御確認ください。

続いて、計画案本文から福祉保健部所管の施策について御説明します。11ページを御覧ください。

当部が担当する施策は、政策1災害に強い県土づくりと危機管理の強化の中の(4)感染症流行への備え、二つ下の政策3すべてのこどもが健やかに生まれ育つ温かい社会づくり～子育て満足度日本一の実現～の(3)こどもまんなかまちづくりの推進を除いた四つの施策、政策4健康長寿社会の構築と安心できる医療・介護の提供～健康寿命日本一の実現～、政策5障がい者が心豊かに暮らし働ける社会づくり～障がい者活躍日本一の実現～、最後に政策6の多様性を認め、互いに支え合う社会の構築の(2)誰もが共につながり支え合う地域共生社会の実現の合計11施策であり、安心分野の半数近くを占めています。

子育て満足度、健康寿命、障がい者活躍の三つの日本一の実現に向けて、こうした施策をしっかりと実行していきます。

続いて、パブリックコメント等でいただいた御意見を受けての主な変更点を御説明します。19ページを御覧ください。

安心4の(2)安心で質の高い医療の確保です。地域医療構想など難しい言葉が多く、注釈を入れるなどして県民に分かりやすくしてはどうかという御意見に対し、右下に地域医療構想や代診医といった専門用語の注釈を追加しました。

また、右側の主な取組②の4ポツ目、2行目の中ほど大分ホスピレートという用語の前に、

就労環境等の改善や人材育成に意欲的に取り組む医療機関を認証するというリード文を追記して、県民が分かりやすくなるよう工夫しました。

20ページを御覧ください。安心4の(3)高齢者が安心して暮らせる地域包括ケアの充実です。

左上の10年後の目指す姿の三つ目では、必要な介護人材が確保されているとしている一方で、現状と課題にある推計表では人材不足とされており、どちらなのか分かりにくいと御意見をいただいたので、表の下に推計の考え方を追加しました。

供給推計に記載のとおり、現時点での推計には今後取り組む新たな施策の効果を加味していないので、この不足が解消されるよう介護DXの推進や外国人介護人材の確保など必要な施策を急ぎ進めていきます。

続いて、計画案に盛り込まれている施策を実行する上での個別・具体的な御意見のうち、主なものを御説明します。少し戻って13ページを御覧ください。

安心3の(1)子育てしやすい社会づくりの推進です。現場の先生が豊かな気持ちで教育・保育に携わることができる環境整備をしてもらいたいという声をいただいたので、右側の主な取組①こどもの育ちと子育ての支援のうち、人材の確保と質の向上の二つ目のポツ、幼児教育・保育現場でのICT活用や保育補助者等の配置促進など、働き方改革の推進などにより、現場の保育士等が働きやすい職場環境の整備を進めていきます。

今回御説明したほかにも、多くの御意見をいただきました。計画の実行段階では、こうした声も踏まえながらしっかりと実行していきます。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

堤委員 どうもお疲れ様です。長期総合計画は全庁的に非常によくまとまっている印象を受けました。ただ、福祉等の中身を見ると、ちょっとこういうのはどうかというのがあるから、その点について3点。

これは以前の概略説明のときも少し質問をしているが、今回成案ということなので、改めて伺います。

一つ目は、加速する少子化を反転させるために、子どもを産み育てることに希望が持てる社会づくりを標榜しています。一番の問題点は、やっぱり子育てにはお金がかかると。経済的な不安が一番大きな理由というのは、もう御承知のとおりです。それで、県としては妊婦健診や子ども医療費助成制度等を実施していますが、これでも結局少子化は止まっていないのが現状ですよね。そういう根本的な原因、また県としてできる範囲、クリアしなきゃならない部分はかなり多いと思うけれども、県の対策として今後どうするのか。まず1点目を伺います。

2点目は医療の提供のところ、地域医療構想。これは非常に大きな問題等もあるけれども、医療提供体制の確保となっていて、その反面、結局地域医療構想は高度急性期だとか急性期病床をこれまで6万床近く削減してきているわけですよね。それで、この病床を確保するのは非常に矛盾するよね。そういう点で、大分県の実態とか今後の進捗はどうなのかが2点目。

最後に、介護人材の確保を標榜しています。一番身近に接する訪問介護の基本報酬が4月から減額されたのは御存じのとおりですね。小規模事業者が廃業等をしている実態が一方ではあるし、やっぱり処遇改善加算によって、これは利用料の1割に反映されちゃうんですね。ですから、そういう状況の中で、小規模事業所が事業を継続できる体制にしておかないと、身近に介護を受けられなくなることが起きるし、また人材も集まらないと思う。ここら辺をどう改善するのか。確かに国の政策ではあるけれども、それをそのままやっていけば、当然事業所の淘汰につながってしまう。それと、人材の行き場所もなくなってしまうから、県として具体的にどういう対策があるのか。そこら辺を一緒に教えてください。以上3点。

工藤福祉保健部長 3点御質疑いただきました。全て私からではなく、担当を振り分けながらお答えするので御容赦ください。

まず、少子化に関する最初の御質疑については、子育てにお金がかかる状況の中で、県としてはここ数年来できる限りの施策を検討しており、私もその先頭に立つ立場として手を抜かずやってきたつもりです。ただ世の中、国全体の傾向がなかなか一部長の思いで大きく変わることはないけれども、お金がかかるところの経済的負担を極力軽減しようと思ってやってきました。これを国でやってきたこと、それから大分県独自に進めてきたこと、もう堤委員御承知のとおりです。個別の説明は割愛しますが、なおそれでもなかなか少子化を反転するのは難しく、人口減少、少子化を多少なりとも緩和できないかと取り組んでいます。

根本原因は何なのか。確かにお金がかかる部分が多々ありますが、一昔前に比べて社会も成熟してきたし、子だくさんの時代と比べると、子どもにかかる期待感とか、お金の投資の具合とか、この辺はやはり親御さんの思いが近年非常に高まるがゆえに、お金がかかることにつながっています。

公的負担は医療費や給食費など、求めていけないといけないものはあるし、時代とともに昔より値上がりしたのももろもろ出てきますが、この辺は少し受益者負担で辛抱いただいて、それ以外のオールジャパンでやらないといけない経済的負担は、今後ともしっかりやっていきたいと思っています。

それから、負担は公的負担ともう一つ私的負担があるので、私的負担はさきほど申したように、教育費も——昔、私の小さい頃はそんなに塾に行く子どももいなかったですけど、今はもう塾や習い事に行くのが当たり前となっています。期待感の高まりの中での出費もあると思うので、その辺は少しカバーできない部分があるのは認めざるを得ないと思っています。

いずれにしても県の施策としては、各市町村がやる施策をどれくらい応援して大分県全体としていい方向に持っていかを考えないといけないと思っているので、18市町村の一つ一つのやり方が様々で、結果を出している自治体も県内にはあるので、そういったところをいかに

県の政策として反映させるかしっかりとやっていきたいと思えます。

坪井医療政策課長 医療は私から御回答します。

地域医療構想、どうしても現行の2025年に向けて、病床数で削減していくのが余りにも前に出過ぎているのは、特に認識しています。確かに2015年から2023年にかけて、堤委員御指摘のとおり、高度急性期や急性期の病床数が全国的に大きく削減されています。

県内の状況としては、2015年から2023年にかけて、急性期でいえば1,400床ほど、高度急性期でいえば130床ほど減少しています。ただ県としては、やはりその病床数を減らすことが目的ではないと当然思っています。後は、医療機関の統合ありきではないと思っていて、必要な病床機能がそれぞれの地域でどういった機能が求められているのか、今後人口減少や高齢化に伴って、現在の病床の機能と今後必要になる病床機能の内容と量、そのあたりをしっかりと地域の市町村や医師会などの関係者の意見も踏まえて進めていくべきだと思っています。

また、国では2040年に向け、次の地域医療構想をどういったものにしていくべきか検討しているところで、その中で医療と介護の連携でかかりつけ医機能の運用・充実がかなり重視されています。そういった今後の国の方針も踏まえつつ、県として何が必要であるかを踏まえて今後もやっていきたいと思えます。

渡邊高齢者福祉課長 定刻の出席が遅れまして、大変申し訳ありませんでした。私から介護人材の確保についてお答えします。

介護人材の中でも、特に訪問介護、ヘルパーの人材不足が非常に課題となっていることは十分認識しています。このため県では、訪問介護については特に手厚く措置されている処遇改善加算をまずしっかりと取っていただくことが重要と考えています。

今現在、処遇改善加算の取得状況は県内の事業所で93.2%と、大半の事業所は処遇改善の加算を取得していますが、まだまだ取得していないところもあるので、専任の職員も今配置

しているもので、引き続きしっかりとこの処遇改善を取っていただくよう手厚く支援していきたいと思えます。

またもう一つ、令和6年度介護報酬改定について、基本方針の引下げなどの影響を適切に検証し、必要に応じて介護報酬の臨時改定等の措置を講じるよう、全国知事会を通じて国に要望しました。これからも国の動向等も十分注視して、引き続き県としてこの訪問介護の事業所の支援に取り組んでいきたいと考えています。

工藤福祉保健部長 訪問介護について今お答えしたのは、先般来、私が本会議の中で日本共産党の御質問に対して答えているスタンスそのものです。繰り返しになるので、もう聞いたと思います。ただ私は本会議場でもお話ししましたが、国が今回介護報酬を全国的な制度の中で変えていく。その変えた背景は、厚生労働省にいろいろ聞いて、私なりに一定の理解はしています。

ただ、堤委員が御心配されているように、全国的に小さい訪問介護の事業者はどうなるのかがあるので、ルールそのものの改正はお願いするのですが、当面足下をどうするかは、今与えられたこのルール——多分2年間この介護報酬の仕組みは変わらない。次の介護報酬の見直しまでこのままいくと思えます。2年間放置するわけにはいかないなので、今のルールの中で最大限できる取組をするのが基本的な考え方です。今の報酬加算をしっかりとやっていく以外に、何かまだルールの中でできることがあれば、御指摘いただいてしっかりとやっていきたいと思えます。

堤委員 どうもありがとう。一つは少子化対策の問題で、いろいろ書かれている。それは分かる、内容的にはね。ただ、やっぱり根本的に経済的な不安はどこから来ているのかと。早い話が、働く人たちの賃金の問題が一番大きいわけだから、そういう総合的に経済的な問題は取り上げていくべきだと私は思うので、これは明確に書いていないけれども、そういう立場で是非臨んでいただきたいと思えます。これは要望です。

医療の問題で、地域医療構想というのは機能役割の分化の問題ですよね。しかし、実際には削減なんだよね。ただ、高機能急性期ではなくて慢性期医療とか、いろんなところで機能分化しているだけの話だから。しかし総体として減らすのは、医療費の削減が一番根本にあるわけよね。そういうところにもっと目を向けて、ただ数を減らすだけの構想ではないという言い方ではなくて、実際に減らしているわけだから。そこら辺はよく注意しておかないと、実際に新型コロナウイルス感染症のときに病床が足りなかった問題点がやっぱり非常に大きいわけだから、そういうところをいかして——病床数は空いていて当たり前なんです。それに対して、診療報酬をちゃんとやって病院経営が成り立つ、そういう地域医療構想、正にそこが地域医療構想としてあるべきところだから、そういう点を是非やってもらいたいし、地域の医者もそう簡単ではない、だからなかなか進まないところもあるわけだからね。その点は2点だけ要望しておきます。

3点目の介護問題。これは加算に上げちゃうと多分事業所はその分上がるが、利用者が結局1割を負担せないかん。そうすると、利用者は非常に大変。事業所が説明するときには誠に申し訳ないような言い方をするわけ。従業員の給料がそこで上がるが1割負担してもらわないといけないということで。そういう気持ちをさせないことは大事だと思うし、この訪問介護事業所の6%の利益率があるというのが国の基本的な考え方な。それはもう当たり前よ。大規模施設というのは、施設の中だけ見回りをすればいいわけだから時間はかからない。失礼けれども、地域に行けば車で行かないといけないわけよ。そんなところの利益率は6%あるわけない。それを一網打尽にして6%あるからと全部を2%下げちゃったんだから。全国知事会としても、そこら辺をもっと声を大にして、確かに2年間変わらないけれども、その手当は国がせんのやったら、県として手当をすべきだと私は思う。最後その分だけ。

工藤福祉保健部長 今のお話もかねてからお聞

きしている内容です。今言われたルールのところは、ここで御指摘いただいても、それは全然構いません。今2年変わらないと私は申しましたが、令和7年の厚生労働省の概算要求を見ると、しっかり2年待たずに改善に踏み出そうという要求内容も見て取れるし、国も何もしていないわけではないと思います。是非ともそういう声を、日本共産党を含めてしっかりと国会審議の中で反映していただくことを、我々自治体としても全国知事会としても期待していますので、一緒にやっていきたいと思っています。

御手洗委員 50歳時の未婚率のデータも出ているんですけども、要するに一人暮らしの高齢者がどんどん増えていると思う。そういった中で、一つはそういった方が亡くなったときの遺体の引取りと連絡がつかない課題もあるだろうし、もう一つは、特に女性高齢者の一人暮らしの貧困率が非常に高いのではないかとされています。その辺について、全部が全部書けるわけではないので、この中にはないようですが、どういった取組をされていくのか。

もう一つ、子どもたちへの支援。ヤングケアラーを含めていいけれども、母子、父子もあるんですが、DV被害者の女性とかで、子どもがいなくても非常に厳しい、困難な状況に置かれている方への支援も今後手厚くしていかなければならないと思いますが、何か見解があればよろしくお願いします。

渡邊高齢者福祉課長 一人暮らし高齢者に対する支援です。各市町村に地域包括支援センターがあります。高齢者の総合窓口として設置しているもので、そこを中心に特に一人暮らしの高齢者の見守り、生活支援をこれからはしっかりと続けていきたいと思っています。

特に一人暮らしの方は、ごみ出しとか配食、食事の問題も多いと聞いているので、こうした生活支援サービスをこれまで以上に充実していきたいと考えています。各市町村で生活支援コーディネーターという職種も今設置して、個々の状態に応じたサービスを提供できるように様々な工夫をしているので、県としてもそうした方々と一緒になって支援を続けていきたいと思

います。

渡邊審議監 お尋ねがあった女性高齢者の貧困率が相対的に高いというデータは、我々は把握していませんが、高齢者福祉課長が答えた高齢者の話については、いろんな女性の一人暮らしや地域の家庭の中の新たな問題は、総合的に厚生労働省がやっている重層的支援体制整備事業で分野を絞らずに相談窓口を作って、いろんな多職種で支えていく動きを今進めているところです。そうした中で新たなニーズ等について、しっかりと支援していければ考えています。

三重野こども・家庭支援課長 2点目に御質疑いただいた困難女性については、この4月に支援計画を作って現在推進しているところです。

また、4月に荏隈に女性相談支援センターを新設して体制強化しているので、そこで特に困っている女性については、相談と対応をしっかりやっていこうと思っています。

また、DVについては生活環境部が所管ですので、私からは回答を控えます。

御手洗委員 御回答ありがとうございます。やっぱり困っている人が困っていると言えないのが一番の課題だと思うので、またそこら辺のきめ細かな対応をよろしくお願いします。

三浦委員長 ほかに委員の皆様から何かありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかにないので、これで質疑を終わります。なお本案の採決は、生活環境部関係の審査の際に一括して行います。

以上で合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。

第76号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち、福祉保健部関係部分について執行部の説明を求めます。

工藤福祉保健部長 資料25ページです。第76号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第2号）について御説明します。

今回の補正予算は、能登半島地震を受けた防

災対策の見直しを踏まえ、早急に対応が必要な備蓄物資の購入経費や勤務医の勤務環境改善に取り組む医療機関を支援する経費に加え、令和5年度決算剰余に伴う繰越金のうち、社会福祉振興基金への積立経費を計上しています。

補正予算額は表の上部、中ほど9月補正予算案の福祉保健部部計①にある15億4,812万1千円です。既決予算にこれらを加えた現計予算額は②の1,136億3,016万6千円です。各種事業の概要については、担当課長から説明します。

高木福祉保健企画課長 26ページを御覧ください。番号1大分県社会福祉振興基金積立金、補正予算額13億977万6千円です。

これは、令和5年度決算剰余に伴う繰越金のうち、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の返還に係る経費を社会福祉振興基金に積み立てるものです。

続いて、番号2備蓄物資管理費、補正予算額1億3,634万5千円です。

本年1月に発生した能登半島地震では、上下水道が大きな被害を受け、長期間にわたって水洗トイレが使用できない事態が発生しました。その検証を踏まえ、災害時における避難所の衛生環境を確保するため、物資の備蓄基準を見直し、携帯トイレの備蓄を拡充するものです。下のポツにある備蓄数量ですが、最大避難者数18万人が発災から3日間、1日5回トイレを使用する仮定のもと、必要量を270万回分と想定し、県はその4分の1にあたる67万5千回分の携帯トイレを備蓄するものです。現在5,200回分を備蓄しているので、残る約67万回分を調達します。なお残る4分の3については、市町村による備蓄と協定企業からの供給による流通備蓄により確保します。

坪井医療政策課長 同じく26ページの番号3医療機関医師等支援事業費、補正予算額1億200万円です。

この事業は、医師の労働時間短縮と地域医療提供体制確保の両立を図るため、勤務医の勤務環境改善に取り組む医療機関を支援するものです。今回の補正予算では国の制度を活用し、救

急搬送件数が多く長時間勤務を行う医師がいる医療機関に対し、タスクシフトやICT機器の導入を補助するための経費を計上しています。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

堤委員 最後の医師の関係です。これは時間外労働時間が720時間を超える医師に対してこれだけの経費を出すということで、これをすると720時間以内に済むという目標で当然しているのだろうけれど、具体的にどうするの。

坪井医療政策課長 これを支援したら必ず時間外労働時間が720時間以下に収められるかという、なかなか難しいのではないかと思っています。

ただこの支援をすることで働き方改革——医師から看護師や薬剤師へのタスクシフトに必要なとなる看護師が特定看護師の資格を取るための研修を受けたり、あとは別の医師ではなく代替となる作業療法士とかを雇用したりするのを支援する。あとはICT機器の導入ですね。勤怠管理システムなどの導入を支援することで、できれば720時間を超える医師はゼロにしたいと思っていますが、可能な限り減らしていくことを目指したいと思っています。

この補正予算に限らず、医師の働き方改革について、医療機関の勤務環境の改善に対する相談に乗るなどほかの政策もあわせながら、医師の働き方改革は進めていきたいと思っています。

堤委員 それで、一見そのタスクシフトの場合には、仕事の仕分けをしないから、なかなか難しいと思うんですよ。例えば、大きな病院になってくると人材もいたりするのかな、中規模ぐらいの方が厳しいのちょっと分からないけれども、結局その仕事を誰がどういう形でこれは看護師、これは薬剤師、これは理学療法士と仕分けをしていくのか。どうなんですか。

坪井医療政策課長 委員御指摘のとおり、まずは仕分けが必要になるので、医師の協力が必要だと思っています。この業務についてはほかの職種でもできるのではないか、当然それを受ける側の看護師や薬剤師なども一緒になって業務

分担をして、この部分は看護師や薬剤師、また医療事務でもできるものについては、その事務の補助者などに事務を移管するなどしてタスクシフトを進めていきたいと思っています。

堤委員 これは機械がそんなに高いの。医療機器は分かんないんだけど。

坪井医療政策課長 どんなものを入れるかはピンからキリまでであると思っています。例えば、勤怠管理をするためのシステムで、パソコンやスマホを使用するのも一つの方法だと思っています。一方で、本当にもっと高い、例えばオンライン会議、カンファレンスを医師が直接病院に出勤せずに自宅でもできるようにするネットワークを整える。それがかなり大規模のものとなると、それなりの額がかかってくると思うので、今回この額で補正予算を計上しました。来年度以降も医療機関の要望などを聞きながら、必要なものについてはまた補正予算や令和7年度当初予算で御提案、御相談したいと思っています。

工藤福祉保健部長 私から補足ですけど、4月から働き方改革、医師あるいは長距離のトラックの運転士、いよいよ最後のところに入ってきました。トラックの運転士はまた部が違いますけど、医療機関の在り方は我々非常に心配していて、国のルールとはいえ、さきほど堤委員がおっしゃった県でできることは何かということで、先般の志村議員の代表質問にもお答えしました。年度当初から内田審議監を筆頭に、各救急機能を持っている病院を個別に回って、どういうものが必要か、特に支援がいるところ、あるいは何とかやっているところ、その辺は個別に捉えているつもりです。

予算を提出する際に、余り机上の空論で上滑りしないように、現場をしっかりと見て、今後ともやっていきたいと思っています。

堤委員 こういうネット環境よりシステムを構築することが結局一番高いよね。機械はそんなに高くないよね。だから、そこら辺は頑張って安くして。(笑う者あり)そういうことですよ。(「頑張ります」と言う者あり)

中野委員 医療機関医師等支援事業費について

一つ聞きたいのだけど、この前地域医療についての一般質問で部長をはじめ丁寧な答弁をいただき、ありがとうございました。

この事業について1点、議案説明会のときにも質問したけれども、1億200万円の積み上げの中に、例えば単価があって病床数を掛けるとか、単価があって救急とか夜間の日数を掛けるとか、いろんな方法があると思うが、この積み上げがどういった方法なのか、まずこれをお伺いします。

坪井医療政策課長 今回のものについては、医療機関の希望も踏まえて、額を計上しました。今回の事業は、国のお金を活用するので、国から1医療機関当たりの単価の上限が一応示されています。最大が病床数掛けるいくらで決まっているので、そこを踏まえつつ、あとはそこに行かなくても本当に希望する医療機関が必要な経費を踏まえて計上しています。

中野委員 では、一般質問の最後にちょっと触れたのですが、今回これが大分大学医学部附属病院と西部医療圏の済生会日田病院という二つの医療機関ということでした。

西部医療圏をエリアとする日田市の選出ということで、具体的にそこら辺の話をしたんですけども、質問の最後に大分県、日田市、地元の医師会、当該病院である済生会日田病院の4者協議を是非考えていただきたい、意見交換の場をという話をしました。

この意見交換については、済生会日田病院からも是非そういう機会が欲しいという意向があったし、先日、日田市の健康保険課の職員との話の中でも事業の説明に行きたいといった意向が確認できました。先日の一般質問の後、部長とちょっと話をした際に、県としても力強い言葉をいただいています。またその中で、市の方にいろいろな話を聞くと、地域医療を守るための市の役割にちょっとこだわっているところがあって、この辺をほぐさないとなかなか県との協議が進まないのではないかと個人的な感想を持っています。情報交換を私も積極的にしたいと思っているので、部長はじめ医療政策課の皆さん、またお力添えをよろしくお願いいたします。

坪井医療政策課長 ありがとうございます。これまでも日田市と日々やり取りなどはしていますが、確かにまずは何が課題で、それについてどこに特に問題意識を持っているのかであったり、本会議でも部長が答弁しましたが、各市で独自に取り組んでいる事業の御紹介などができるのかであったり、市で取り組んでいただくものを踏まえつつ県として何ができるのかもあわせて、引き続き済生会日田病院と市の医師会も含めてお話していければと思っています。引き続きよろしくお祈いします。

戸高委員 すみません、トイレの備蓄の件ですけど、この流通備蓄の契約の仕方はどうなっているの。市町村の分もあるのか、県が単独でやっているのか。あと、分散をきちんとしているのかということ。もう一つは、県の4分の1の備蓄の分が分散備蓄されているのかも含めて、お願いします。

高木福祉保健企画課長 まず流通備蓄については、商工観光労働部がそれぞれの企業等と契約して備蓄について取決めを行います。今、協定企業が23団体あります。例えば、イオンやコメリ、トキハ、ナフコといった企業とそれぞれ協定を結んで、必要な物資の確保を行う形になります。

分散備蓄については、県の施設等を中心に県内16か所に分けてやっています。今回の携帯トイレについても、年度末までに分散して配置することで今計画しています。

戸高委員 その分散した備蓄先は具体的にどういうところになるの。

高木福祉保健企画課長 例えば、社会福祉介護研修センターとか、山香農業高校とか、あとはそれぞれの出先の日田総合庁舎とか、佐伯市の備蓄倉庫をお借りして県の備蓄も入れているといった形で分散して備蓄しています。

堤委員 有効期間はあるの。

高木福祉保健企画課長 物によって違いますが、例えば、アルファ米とかレトルトカレーとか、有効期限があるので、大体その1年前ぐらいから更新をかけていって、残期間があるものは、例えば子ども食堂に配ったりとか、大学生に配

ったりとか……（「トイレ」と言う者あり）トイレも一応有効期間があります。（「有効期間」と言う者あり）（「耐用年数」と言う者あり）凝固剤があるので、ビニール袋に凝固剤を入れて固めて、そのまま一般廃棄物と一緒に捨てる形になるので、15年です。（「ああ、15年」と言う者あり）

御手洗委員 すみません、今のことに関連してですが、聞き間違いでなかったら今5千回分を67万回分増やすという話だったので、100倍以上になるけど、置く場所が確保できるのかと、この事業名が管理費になっているけれども、携帯トイレを買うだけでこの予算なのか、それとも置く場所の整備も含めてこの予算になっているのかをちょっと教えてください。

高木福祉保健企画課長 まずは、物を買うだけではなくて、それを配送するとかの管理に係る費用も入っています。（「施設の整備はない」と言う者あり）施設の整備はないです。まだ購入していないので、置く場所はさきほど言った県内の16か所にどういう形で置いていくか配置をしっかりと検討して、分散して置いていきます。

御手洗委員 分かりました。買ったはいいけど置けないということがないようによろしく願いします。（笑う者あり）

三浦委員長 ほかに委員の皆様から何かありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかにないので、これで質疑を終わります。なお本案の採決は、生活環境部関係の審査の際に一括して行います。

次に、第81号議案一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、執行部の説明を求めます。

三重野こども・家庭支援課長 資料27ページを御覧ください。第81号議案一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明します。

まず1制定理由です。これまで一時保護施設の基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準条例の児童養護施設に係る規定を準用してきました。入所児童に対してより手厚い対応を行うため、改正児童福祉法に基づく基準府令が新たに規定されたことを受けて、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を条例で定めるものです。

次に2主な制定内容です。新たな規定となる児童の権利擁護では、一時保護にあたって児童への十分な説明等を規定します。設備については、右側の写真のとおり現在児童の居室やプレイルームが手狭であることから、国に先んじて個室化等の施設整備を進めており、令和7年度中の竣工によりプライバシー保護等の規定を満たすこととしています。職員では、配置職種と基準を既に対応済みです。また、その他の第三者評価については、昨年度受審済みです。欄外にありますが、独自基準として、非常災害対策と食事について、女性自立支援施設と同様に定めます。

最後に、3施行日は公布の日としています。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

堤委員 個室の問題で、これは今後、小学校1年生以上は努力義務と書いてあるけれども、確かに今現在は2人部屋になっている。そこら辺をちょっと教えて。

三重野こども・家庭支援課長 現在は個室と写真にある2人部屋と、二つ共存しています。子どもの年齢によって、年齢の高い子どもはできるだけ個室に入っています。

また、年齢の低い子どもも他の子どもとの関わりの状況等や特性もあるので、場合によっては2人部屋を1人で使う運用を行っています。ですから、現在も2人部屋ではあるのですが、1人部屋として対応しているケースも多くあります。（「分かりました」と言う者あり）

戸高委員 その他の第三者評価というのは、具体的にどういうことなんですか。

三重野こども・家庭支援課長 第三者評価です

けど、一般社団法人日本児童相談業務評価機関という国の外郭団体の機関があります。昨年度、児童相談所が手を挙げて第三者評価を希望して、受審をしました。全国的にこの機関がいろんな一時保護所に行って、それぞれ専門の立場から指導いただいている状況です。

三浦委員長 ほかに委員の皆様から何かありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告したい旨の申出がありましたので、これを許します。まず、①について報告をお願いします。

工藤福祉保健部長 28ページを御覧ください。

これまで10年間取り組んできた大分県長期総合計画の実施状況について、私から県庁全体の状況を説明します。

これは、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、施策ごとの評価結果を報告するものであり、詳細は議案書別冊の大分県長期総合計画の実施状況についてのとおりですが、本日はその概要について御説明します。また、委員会のフォルダ内にまち・ひと・しごと創生大分県総合戦略基本目標・施策KPI達成状況の資料もあります。これは、大分県長期総合計画の実施状況に記載している目標指標から総合戦略に関する部分を抜き出したものとなっているので、後ほど御覧ください。

それでは29ページを御覧ください。

施策ごとに設定した指標による評価に加え、指標以外の観点からの評価、施策に対する意見・提言により、59施策をAからDの4段階で

総合的に評価した結果を記載しています。施策の進捗が順調に進んでいるA評価及び概ね順調に進んでいるB評価の合計は、表の上から3行目にあるように56施策となっており、前年度に比べ3施策増加しています。これは、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、行動制限がなくなったことにより、地域活動や各種イベントが活発になったことなどによるものです。

一方、やや遅れているC評価は3施策にまで減少しており、そのうち2施策は観光分野における海外からの人流に係る指標等が含まれるものです。今後はインバウンド需要の本格復活に伴い改善が見込まれる施策です。

30ページを御覧ください。参考として、目標指標の進捗状況を記載しています。

これは、安心・活力・発展プラン2015の各施策に設定された99の目標指標の達成状況を示したもので、さきほど御説明した総合評価の判断基準の一つとなっているものです。達成率が90%以上の達成及び概ね達成であったものは、前年度と同様に75指標となっています。

31ページには、令和5年度に実施した事務事業評価である主要な施策の成果について、その概要を記載しているのので、後ほど御覧ください。県全体の説明は以上となります。

32ページを御覧ください。ここからは、総合評価の一覧表を安心、活力、発展の分野別に記載していて、福祉保健部関連の説明となります。

福祉保健部の所管する施策は、左から2列目政策の欄の1一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つ温かい社会づくりの推進～子育て満足度日本一の実現～から、3障がい者が安心して暮らせる社会づくりと障がい者雇用率日本一の実現までの三つの政策と、7多様な主体による地域社会の再構築の(1)、8強靱な県土づくりと危機管理体制の充実の(4)の二つの施策を合わせ、全部で11の施策です。これらの施策の総合評価はAの達成が八つ、Bの概ね達成が三つとなっています。

本日は、これらの中から達成状況が良好であ

った指標、不十分であった指標について、主なものを御説明します。

35ページを御覧ください。施策名、結婚・妊娠の希望が叶い、子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備についてです。

中段のⅡ目標指標の一つ目、出会いサポートセンター成婚数は、令和5年度の目標値75組に対して197組と、目標を大きく上回りました。なお、本日現在では215組まで増えています。

その下のⅢ指標による評価に記載のとおり、AIマッチングシステムの導入や広報の強化により、計画最終年度の目標値である90組を上回る成果となっています。

36ページを御覧ください。

一番下のⅦ総合評価と今後の施策展開についての一つ目のポツに記載のとおり、新規会員確保に向け、Web広告や県内企業と連携した婚活イベントも充実させていきます。こうしたことから、今回提案している新たな長期総合計画では、これまでの増加実績を上回る高い目標を掲げて、幅広い出会いの機会の創出に努めていきます。

続いて37ページを御覧ください。施策名、安心で質の高い医療サービスの充実についてです。

中段のⅡ目標指標の地域中核病院の医師充足率は、令和5年度の目標値92.4%に対して94.9%となっています。

その下のⅢ指標による評価に記載のとおり、修学資金貸与による地域枠医師の育成や臨床研修病院合同説明会の開催などにより、目標を達成することができました。

38ページを御覧ください。

一番下のⅦ総合評価と今後の施策展開について二つ目のポツに記載のとおり、今後は自治医科大学や地域枠制度の活用、働き方改革の推進などにより、医師や看護師の確保及び地域偏在の解消を図るとともに、小児科や産婦人科、救急科などの偏在が指摘される科の専門研修に対して支援を行い、医師の診療科偏在の是正も図っていきます。

なお、今回提案している新たな長期総合計画においても、引き続き地域中核病院の医師充足率を目標指標に掲げ、目標達成に向けて取組を進めていきます。

続いて39ページを御覧ください。施策名、障がい者の就労支援についてです。

中段のⅡ目標指標の一つ目、障がい者雇用率の全国順位は7位と、目標とする日本一には届いていませんが、二つ目の障がい者の福祉的就労に係る平均工賃月額については、既に計画最終年度の目標値である2万円を上回る25,662円を達成できています。

その下のⅢ指標による評価を御覧ください。障がい者雇用率については、一つ目に記載のとおり障がい者雇用アドバイザーによるマッチングや職場定着、一般就労への移行に向けた支援のほか、障がい者雇用の優良事例を紹介する企業向け情報誌を発刊するなど、様々な取組を実施した結果、雇用率そのものは上昇したものの、全国順位は7位にとどまりました。一方で二つ目の平均工賃については、単独の事業所では困難な大ロットの発注にも対応する共同受注センターやアグリ就労アドバイザーによる農福連携の取組などにより、目標達成につなげることができました。

40ページを御覧ください。

一番下のⅣ総合評価と今後の施策展開について一つ目のポツのとおり、引き続き障がい者雇用アドバイザーによるきめ細かな支援をはじめ、四つ目のポツに記載の合同企業説明会によるマッチング機会の拡充など、様々な取組により、障がい者雇用企業の拡大や職場定着の促進を図ります。また、一番下のポツに記載のとおり、商品やサービスの価値を高めるため、事業所等へ専門家を派遣し、さらなる工賃向上を図ります。

今回提案している新たな長期総合計画においては、雇用率日本一を含めた障がい者活躍日本一を目標指標として掲げています。今後とも一般就労の促進はもとより、地域生活や福祉的就労、芸術文化、スポーツを含めたあらゆる分野で活躍する障がい者の支援に、引き続き取り組

んでいきます。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

ただいまの報告について、委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

御手洗委員 最後にあった障がい者の就労のことで、さくらの杜高等支援学校のことが出てきました。そこに書いているのを読むと、センター的機能の強化ということですが、それはそこに在籍している生徒対象ではなくて、もっと幅広くやっていくという解釈でよいでしょうか。

安田障害者社会参加推進室長 この部分は教育委員会の所管になりますが、基本的には今さくらの杜高等支援学校で、今度の3月には初めての卒業生が出るので、一般就労100%を目指す取組をしていて、学校の先生やそれぞれの特別支援学校の先生との意見交換とか、いろんなことを通じて、その取組を横展開する動きを考えていると聞いています。（「分かりました。ありがとうございます。」という者あり）

中野委員 38ページのIV指標以外の観点からの評価の②ですが、例えば医師を養成するというので、地域勤務医師数が拡大している状況を御説明いただきました。

地域に勤務する、地域の中核病院に医師が増えているとのことですが、どのような派遣の状況であるか何か具体的に分かるものがあればお示してください。

坪井医療政策課長 地域の中核病院、大分大学の地域枠の医師や自治医科大学の医師などを派遣しつつ対応していますけれども、令和5年度については、地域枠の医師が地域中核病院を含めて43名配置しています。

自治医科大学卒業医師とあわせて全体58名で、今年度については地域枠の医師を47名各機関に配置しており、自治医科大学の医師も含めると、地域勤務は61名の医師を配置しています。

中野委員 ちょっと確認ですけれども、どこの中核病院に何人派遣しているといったデータをもし提供いただけるのであれば、取り計らいをお願いします。

坪井医療政策課長 後ほどお届けします。

三浦委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員は、御質疑等はありませんか。

福崎委員外議員 39ページの障がい者の就労支援で、平均の工賃月額が目標値よりよかったということですが、これは平均だから最高と最低があると思うので、最高がいくらで最低がいくらだったのか、分かれば教えていただきたい。

もう一つ、次の40ページですが、障がい者サービス事業所から物品等を調達した結果、県内自治体の調達実績は上がったとのことですが、県内自治体の中の大分県はこの額のどのくらい調達しているのかを教えていただきたい。

安田障害者社会参加推進室長 質疑の1点目、基本的には毎日の工賃の総支払額を1日当たりの工賃の支払を受ける利用者数で割っており、最高価格は持ち合わせていませんが、昨年で3万円以上の事業所が大体28%程度あります。

それとあと、大分県の優先調達の関係ですが、昨年度の優先調達で8,600万円ほど増やしています。これは大分県庁の分です。

工藤福祉保健部長 今、単位が変わらないか確認されていると思うんですけど、県全体の役所の発注が約1億900万円ですが、県庁が発注したのが約8,600万円。ほとんど県庁です。我々とそんなに規模が変わらない大分市役所ももっと頑張っていたきたいので、市役所、市町村には我々は相当言っています。我々県も言っていますけれども、市町村の額は本当に僅かです。18市町村の市役所、役場、全部含めて残りの2千万円いくかいかないかと。本当に課題意識を持って、しっかり我々は取り組んでいます。公開もしているので、自分のところの市役所はどうなっているかを是非見ていただいて、何でそんなに少ないのかと問題提起していただきたいと思います。是非よろしくをお願いします。

福崎委員外議員 最低は分からないですか。

工藤福祉保健部長 最低は数千円のところがあります。でもピンからキリまであります。低いところ、高いところはあまり気にかけていませんけど、本当に数千円のところがあります。

福崎委員外議員 要望ですけど、これは事業所の取組だからそれぞれあるので、一概に難しいところもあると思うんですが、皆さん一生懸命働いて、自分で頑張ったお金で生活していきたいとやられている。事業所もそういう思いでやっているといると思うんですが、なるべく低いところは少しアップできるように県も指導とか支援をしていただければ。多分しているとは思いますが、頑張っていたらと思うし、さきほどかなり強く言われた市に対する分については、是非言っておきたいと思います。ありがとうございます。

工藤福祉保健部長 低い事業所も頑張っているのは事実で、そこに発注をすれば、それは薄く広く、ほかのB型事業所に全部薄くばらまくなるといって話ではないので、仕事を取ったところにその分行きます。ですので、低いところには、是非応援していただきたいと思うし、今吉議員の傘のデザインのところでも何でもいいんですが（笑う者あり）、確実にそこにお届けする方法は、我々発注者次第だと思っています。

三浦委員長 ほかに委員外議員は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑もないので、次に②について報告をお願いします。

鈴木子ども未来課長 41ページを御覧ください。おおい子ども・子育て応援プラン（第4期計画）の進捗状況について御説明します。

このプランは、次世代育成支援対策推進法に基づく本県の行動計画として、また長期総合計画安心、活力、発展プランの主要政策である子育て満足度日本一の実現に向けた部門計画として令和2年3月に策定し、今年度が最終年度となるものです。

まず個別事業ごとの評価として、令和5年度末の実績を一覧表で記載しており、表の一番左側にある第1章子どもの育ちと子育てをみんなで支える意識づくりなど八つの基本施策に沿って88項目の指標を設定しています。

令和5年度末の達成状況は表の右上にまとめて記載していますが、88項目のうち100%

以上の達成が37項目、90%以上が30項目、90%未満が6項目、80%未満が12項目、測定不可が3項目となっています。個別の評価は43ページまで記載していますが、説明は省略します。

44ページを御覧ください。

本計画では、子育て満足度の総合的な評価として、ここに掲げる11項目の客観的指標を設定しています。表の右端の矢印で示しており、前年度と比較して上向きとなったのが⑨放課後児童クラブ待機児童数の1項目となっています。

一方下向きとなった6項目のうち、⑥のゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間があると答えた母親（3歳児）の割合については、前回と比較し割合的には75.3%から74.8%と横ばいでしたが、順位は20位から32位と下がりました。この結果、右下にあるように、全国順位が出る指標により算出した総合順位は18位となっています。

このような状況を踏まえ、おおい子ども・子育て応援県民会議で各種施策について御意見をいただきつつ、この後報告する次期計画の策定を進めるとともに、子育て満足度日本一を目指して各種事業を進めていきます。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

ただいまの報告について、委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員は、御質疑等はありませんか。

吉村委員外議員 これは以前も話したことがあるけど、ファミリーサポートセンターの件ですね。実は、自分もファミリーサポートのまかせて会員をもう10年ほどやっているけれども、一度も依頼が来たことがないんですね。これは何なのかと思ったら、お母さんたちが50代、60代の男性はやっぱり依頼しづらいのかなと思って、もっと何か工夫ができないかと地元の自治体ともちょっと話をしたこともあります。せっかくある程度気持ちを持って会員になったつもりですけども、依頼が10年も来ないと、

もうやめようかなと思うのが正直なところですね。この辺がうまくいっている自治体、工夫されている自治体をもっと全体に横展開で広げていただければと思うんですけど、実態はどうなっているのか、少しお聞かせください。

鈴木こども未来課長 今御指摘いただいた中で、この資料の中でも、サービスを知っている方がちょっと少なめになっています。例えば、子育ての支援拠点は知らないけど、大分市の子どもルームは知っているということもあって、今もうちょっとSNS等を通じてしっかりサービスを知ってもらう取組を強化しています。それとともに、ファミリーサポートセンターも使って助かっている人は何度も使う傾向にあるので、そういう他市の事例等も含めて、この9月末にもまた担当者会議、担当課長会議等もやるので、そういうところでしっかりと広く横連携をする中で利用を勧めることもやっていきたいと思えます。

吉村委員外議員 何か1回ぐらい役に立ちたいなという思いです。(笑う者あり) (「市長に言っておきます」と言う者あり) よろしくお願ひします。

三浦委員長 ほかはよろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかにないので、次に③について報告をお願いします。

高木福祉保健企画課長 45ページを御覧ください。福祉保健部が所管する公社等外郭団体の経営状況等について御報告します。

当部が所管する団体は4団体あり、出資比率が25%以上であるなど県と密接な関係を有する団体である指定団体が、大分県社会福祉協議会、大分県臓器移植医療協会、大分県地域保健支援センターの3団体、出資比率が25%未満の団体が大分県アイバンク協会の1団体となっています。

まず左側、社会福祉法人大分県社会福祉協議会についてです。

項目2にある資本金等の総額は1,500万円で、県からの出資金はありません。

次に3事業内容ですが、社会福祉を目的とす

る事業の企画及び実施や社会福祉に関する活動への住民参加のための援助などとなっています。

4の5年度決算状況についてですが、左側の事業活動計算書の一番下、当期経常増減差額は2億6,068万9千円の黒字で、前年度との比較では約2億円の増となっています。これは、経営基盤強化・発展計画2022に基づく財政基盤の強化に取り組んだことや個人等から寄付が増えたことなどによるものです。なお令和元年度以降、5期連続の黒字を達成しており、経営状況は安定しています。また、右側の貸借対照表の下から4行目の純資産については31億7,222万8千円となっています。

続いて5問題点及び懸案事項についてですが、当期経常増減差額は黒字となりましたが、今後総合社会福祉会館の老朽化に伴う施設改修が見込まれることから、引き続き財政基盤の強化に取り組む必要があると考えています。また、地域共生社会の実現に向けて、地域福祉を推進する人材の育成・確保等とともに、組織体制の充実に努める必要があります。そのため、項目6の対策及び処理状況のとおり、事業の効率化、コスト削減に向けて職員の意識改革に努めるとともに、DXの推進などにより働き方改革にも取り組みます。また令和5年度は研修機材の更新を行い、研修環境の充実に努めました。引き続き各階層別研修、ITや災害などの専門的な研修を実施するとともに、優秀な人材の確保に向けて、中堅・若手職員等の計画的な採用に取り組むこととしています。

池邊健康政策・感染症対策課長 45ページ右側を御覧ください。公益財団法人大分県臓器移植医療協会です。

項目2の県出資金は2千万円、出資比率は30.1%となっています。

3事業内容は、県民への移植医療に関する普及啓発事業や腎臓提供者と腎臓移植希望者との調整協力事業などです。

4の5年度決算状況ですが、左側の正味財産増減計算書の一番下、当期正味財産増減額は12万9千円の黒字で、平成26年以降10期連続の黒字であり、経営状況は安定しています。

また、右側の貸借対照表の一番下の正味財産（純資産）は7,074万5千円となっています。

続いて5問題点及び懸案事項です。平成30年以降、臓器提供が途絶えていましたが、本年4月に心停止下で1件、同じく6月に脳死下で1件ありました。引き続き臓器提供が行われるために、院内体制の整備や普及・啓発活動の強化を図る必要があります。そのため、6対策及び処理状況のとおり、今年度より専任医師による指導・相談対応を強化して院内体制の整備を図っています。また、臓器移植に対する県民の理解が深まるよう広報等を行うとともに、自主財源の確保に努めることとしています。

続いて46ページ左側を御覧ください。公益財団法人大分県アイバンク協会です。

項目2の県出資金は500万円で、その出資比率は7.0%となっています。

3事業内容ですが、献眼者の募集及び登録や提供される眼球の摘出、輸送、検査、保存及びあっせんなどです。

4の5年度決算状況ですが、左側の正味財産増減計算書の一番下、当期正味財産増減額は、161万1千円の黒字で、令和3年度以降3期連続の黒字であり、経営状況は安定しています。また、右側の貸借対照表の一番下の正味財産（純資産）は7,768万2千円となっています。

5問題点及び懸案事項ですが、献眼者数を確保するための普及・啓発活動の強化や寄附金の増収対策等による経営体質の強化が課題となっています。そのため、6対策及び処理状況のとおり、多様な広報媒体を活用し、献眼に対する県民の理解を深めるとともに自主財源の確保に努めることとしています。

羽田野健康増進室長 46ページ右側を御覧ください。公益財団法人大分県地域保健支援センターです。

項目2の県出資金は500万円、出資比率は25%となっています。

3事業内容の主なものは、三つ目の結核、がん、循環器疾患及びその他の疾病予防の検診であり、県内各地で検診車による巡回検診を実施しています。

4の5年度決算状況ですが、左側の正味財産増減計算書の一番下、当期正味財産増減額は1,918万1千円の黒字で、平成30年度以降6期連続の黒字であり、安定した経営状況です。また右側の貸借対照表の下から3行目、正味財産（純資産）は5億7,014万3千円となっています。

5問題点及び懸案事項として、市町村が行う住民検診は、人口減少やコロナ禍で実施した会場設定、人数制限などの体制を継続していることから、受診者数はコロナ禍以前までは回復しておらず、検診受信者数の回復が見通せないことがあります。

このため、6対策及び処理状況のとおり、市町村との連携強化による住民検診未受診者に対する受診勧奨の拡大やクリニックの増収対策としてレディース検診、休日開所の拡充等に取り組み、受診者数の増加と収益の向上を図ります。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

ただいまの報告について、委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別にないので、次に④について報告をお願いします。

高木福祉保健企画課長 47ページを御覧ください。報第41号新たな大分県地域福祉基本計画の骨子について御説明します。

第1の計画の趣旨等ですが、2計画の位置付けにあるとおり、社会福祉法に基づく都道府県地域福祉支援計画や大分県長期総合計画の部門計画などとして定めるものです。また計画期間については、3のとおり令和7年度から11年度までの5年間としています。

第2の地域福祉を取り巻く現状・課題としては、人口減少、世帯構造の変化や世帯の抱える課題の複合化・複雑化等が挙げられます。これらを受け、第3の計画の基本的事項にあるとおり、計画の基本理念を定めた上で、右上にある2基本方針として共に支え合う地域づくり、多

機関が協働した相談支援体制の整備、社会とのつながりづくりの三つの柱を計画に盛り込みたいと考えています。

第4の計画の具体的取組について、この三つの柱の元、各種事業や取組を整理しています。

1 共に支え合う地域づくりでは、多世代交流活動や支え合い活動を通じ、参加の場や居場所の確保を推進します。頻発化する災害への対応として、災害時要配慮者への支援を進めます。

2 多機関が協働した相談支援体制の整備では、複雑化・複合化した課題に対応するため、多機関が協働した包括的な相談支援体制の整備を図ります。

3 社会とのつながりづくりでは、就労や居住、買い物、通院などの生活課題を抱える方々に対し、生活困窮者自立支援制度などを通じた取組を推進します。

最後に策定スケジュールですが、今後第4回定例会常任委員会への素案報告やパブリックコメントなどを経て、来年2月の第1回定例会において最終案を示したいと考えています。

鈴木こども未来課長 48ページを御覧ください。報第42号新たな大分県次世代育成支援行動計画案の骨子について御説明します。

1の計画策定の趣旨等ですが、すべてのこどもが健やかに生まれ、育成される温かい社会づくりの実現のため、こども・子育て施策を着実に進める行動計画を策定するものです。

計画の位置付けですが、①こども基本法に基づく県こども計画をはじめ、八つの計画を一体的に策定します。計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間です。

次に2の現状と課題についてです。令和5年の婚姻件数は戦後最少となり、晩婚化も進行して出生数等は過去最少となっています。また共働き家庭の増加や児童虐待の相談対応件数の増加、貧困・医療的ケア児等支援ニーズの多様化など、様々な現状に対する支援や環境整備を図る必要があります。そのため3の計画の基本的事項(案)のとおり、(2)基本施策①こども・若者の持続的幸福(ウェルビーイング)の実現に向けた社会全体の意識づくりなど、九つの

施策を盛り込みます。

次に右側4の計画策定の体制については、おおい子ども・子育て応援県民会議などでいただいた意見等の反映を図りながら計画の素案策定を進めていきます。

最後に5の策定スケジュールですが、さきほど説明のあった大分県地域福祉基本計画と同様に、常任委員会への素案報告やパブリックコメントなどを経て、来年2月の第1回定例会において最終案を示したいと考えています。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

ただいまの報告について、委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

後藤委員 よろしく申し上げます。2点あり、一つは要望として聞いて、もし何かあれば答えていただければと思います。

地域福祉基本計画案の中で、是非調査していただきたいのが、地域で猫の多頭飼育崩壊現場が今本当にすごく多くて、先日の日田市議会でも言われていましたが、100頭規模の崩壊が起きました。そこは4年ほど前にも一度崩壊が起きていて、その方自身が精神疾患とかいろいろなことを抱えている問題もあると思います。

そもそも、ここで言うと重層的支援体制整備事業とかの中で、動物行政ではどうもできない問題だと思っているので、福祉分野でつながってほしいと思います。例えば、民生委員の在り方とかと一緒に考えていただけないかと。というのも、100頭も多頭飼育崩壊が出た場合は殺処分に連れて行くしかないけど、それも行政の負担が大きくなるし、広く言えば公務員獣医師の減少につながる一つの要因だと思っています。是非そういったことがないように、地域の見守りを調査いただければと思います。

それと、次世代育成支援行動計画案ですけど、貧困家庭と医療的ケア児の問題とって考えていただければと思いますが、僕も今、月2回の支援事業に行っています。月1回は支援物資を配るのでほぼ行くんですけど、いわゆる生活保護受給家庭で2,500件程度の登録件数がありますが、我々の力も及ばないで大体30件から35件、多いときに50件程度で呼びます。

我々だけでも毎月それぐらいしか呼べなくて、そこに来る方は本当にまだまだと思っっています。世の中にはまだまだ見えない貧困が相当な数あると思っっていて、どんな形で支援できるかもあります。我々がやっているのは別にお金がかかるわけではなくて、場所の提供とかなので、是非そういった場所があるというのを知っただけで、何か一緒に県や市と考えられたらと思っっています。

それからさきほどの部長の話、例えば子どもの問題とかもそうです。保健所行政があるところ——大分市は中核市で一生懸命やると。ただ、その他の市町村に行ったら、なかなか人員の問題もあって、何か力が入っていないと思う分野もあるので、是非そういったのも一緒に考えただけでと思っっています。

その2点です。何かあれば教えてください。

高木福祉保健企画課長 まず見守りの関係は、正に今、重層的支援体制整備事業で9市町が実施していて、これをもっと広げていくことで動いています。そういう形で見守りとかを市町村と連携してやっていきたいです。殺処分とかの関係については、生活環境部と協議しながら考えていきたいと思っっています。

三重野こども・家庭支援課長 質疑の2点目、子どもの貧困等の問題です。

見えない貧困ですが、ヤングケアラーも含めて、やっぱり家庭の中で見えてこないところをいかに見付けるかが大事だと思っっています。

貧困対策、各家庭、子どもによっていろんな対策はあると思っるので、県だけではなくて、身近な行政になる市町村、それと子ども食堂などいろいろな団体が活動しているので、そういうところと力を合わせて、どこにニーズがあるのかを踏まえて、またいろいろ御意見をいただければと思っっています。

後藤委員 子ども食堂という呼び方がありますが、今子ども食堂ってものすごく分かりにくいという方も多くて、もっと良い子育て支援の言い方はないかと思っっています。よく子ども食堂はどうやって始められるのかと言われるんですけど、いろんなやり方あって、食事を提供す

るだけではないと話をするんですけど、なかなか難しいと思うところもあるので、是非それも一緒に考えていただければと思っっています。

工藤福祉保健部長 いろいろ地域の事情をお伝えいただいています。一つはいろいろ問合せがあれば、すぐその現場に行っいろいろ聞いてこようと福祉保健部の職員には言っっています。ただ、行っったときに、その市役所職員が誰も知らなかったとなると、後々トラブルになります。もう県が全部やればいいじゃないかみたいな話になります。是非、この場であれば我々にお伝えいただくことで十分受け止めますけれども、当該市町村、さきほど言われた民生委員など、やはり市町村行政の中でどういう問題意識を持っっているか、その課題認識がないのに、我々が現場に飛んでいっっても後々大変なので。さきほどの多頭飼育の問題も、やはり一義的には保健所を持っっている中核市の案件であれば大分市、それ以外であってもそういう部署があると思っるので、是非その皆さんとまずは共有し、我々も一緒に動く。我々もすぐ行くので。ただ、行っった後の我々の対応がちょっと先走っったというトラブルも、今まで私の行政経験でたくさんあっったので、そこは是非御了解いただきたいと思っっています。

三浦委員長 ほかに委員の皆様から何かありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかにないので、次に⑤について報告をお願いします。

三重野こども・家庭支援課長 49ページを御覧ください。次期大分県社会的養育推進計画（仮称）案の骨子について御説明します。

この計画は、I概要の1趣旨のとおり、家庭養育優先原則とパーマネンシー——養育者・生活環境の永続性の理念のもと、本県の社会的養育施策の基本方針を定めるものであり、今回改正児童福祉法の内容を踏まえ、現行計画の中間評価とあわせて内容を抜本的に見直すこととし

ます。計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間です。

次にⅡ次期計画の骨子ですが、12項目による体系としており、(4)支援を必要とする妊産婦等の支援及び(12)障害児入所支援施設における支援の項目を新設します。また(2)こどもの権利擁護、(8)里親・ファミリーホームへの委託推進、(11)児童相談所の強化等の項目を引き続き盛り込みます。なお現行計画の進捗ですが、里親委託等を推進してきた結果、里親等委託率は今年度目標の38.0%に対し、令和5年度で39.1%と目標を達成しています。

次にⅢ策定体制ですが、施設や里親等の代表者や有識者のほか、里親等での生活経験のある方など15名で構成する大分県社会的養育推進計画改定委員会を既に4回開催し、協議を進めています。

最後にⅣスケジュールですが、第4回定例会常任委員会にて素案を示し、パブリックコメント等を経て、来年の第1回定例会で成案を報告する予定です。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

ただいまの報告について、委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別に質疑もないので、以上で諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別にないので、これをもって福祉保健部関係を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

〔福祉保健部退室、生活環境部入室〕

三浦委員長 これより、生活環境部関係の審査に入ります。

本日は、委員外議員として小川議員、福崎議員、吉村尚久議員に出席いただいています。

それでは、最初に合い議案件の審査を行います。第80号議案大分県長期総合計画の策定についてのうち、生活環境部関係部分について、執行部の説明を求めます。

島田生活環境部長 日頃から皆様には、生活環境、防災行政の推進について、御指導、御支援を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

本日これから長期総合計画の策定、またこれに合わせた環境基本計画の策定、防災関係の補正予算そのほか9項目にわたる諸般の報告を申し上げますこととしています。各項目については、担当所属長から御説明します。御審査のほど、どうぞよろしくお願ひします。

小野生活環境企画課長 それでは第80号議案大分県長期総合計画の策定について御説明します。資料1ページを御覧ください。

これまでの経過及び全体概要については、福祉保健部から説明しているので省略します。生活環境部からは、所管の施策について前回説明会からの変更点等を説明します。説明は議案書の別冊、計画案本文を抜粋して行います。

資料9ページを御覧ください。

安心1の(2)大規模災害等に備えた防災対策の高度化ですが、右下にある目標指標のうち、赤枠囲みの3番目と4番目、避難所の飲料水、トイレの確保に関する指標についてです。

前回は備蓄の割合等について市町村と協議中であったことから検討中としていましたが、目標値が決まったので御説明します。

まず飲料水については、これまでも自助3分の1、流通備蓄3分の1、県6分の1、市町村6分の1の割合で備蓄を進めており、全ての市町村で備蓄目標数を達成していることから、引き続き100%を維持したいと考えています。

次の携帯トイレについては、これまで備蓄の目標はありませんでしたが、今回新たに流通備蓄2分の1、県4分の1、市町村4分の1の割合で備蓄する方針を定めました。県分の備蓄については今回補正予算案を提出しており、成立すれば今年度中に目標数を確保できる見込みと

なっています。市町村分の備蓄についても、令和9年度までに確保できるよう取り組んでいきます。

続いて資料14ページを御覧ください。安心2の(4)環境を守り活かす担い手づくりの推進です。

新たな県民運動をグリーンアップおおいとしたことに伴い、環境保全活動に取り組む団体の名称をうつくし作戦推進隊からグリーンアップおおい実践隊に変更し、その活動のさらなる活性化に取り組んでいきたいと考えています。そのため、右下の主な取組③などにグリーンアップおおい実践隊への支援の取組などを盛り込みました。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

堤委員 これは前のときも指摘したし、これまでずっと指摘してきたけど、同和問題。資料15ページの中で、部落差別の解消推進と人権問題というのが非常に大きくなっている。外国人問題だとか、あとは子どもの人権、高齢者の人権。私は基本的にはその多様性と言われる人権が尊重される大分県を目指すべきだと思う。ここにいつも書かれている部落差別をはじめとか、そういう部落の問題というのは、確かに部落差別解消推進法ができたけれども、それまでは一応基本的には解消したということで法律がなくなった。今回これができた状況の中で、ここを私はその先頭にすべきではないだろうなど。多様性としての様々な人権を真正面に持ってくるべきではないかというのが持論なんだけれども、これは県の基本的なスタンスとしてなかなかならないよね。それはそういう方向性も今後考えていく必要があると思うけども、そこら辺はどうですか。

藤井審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長

差別の実態とか状況に応じて、差別がある限り人権を尊重するというので、今回の新たな長期総合計画でも方針を定めているところです。

堤委員 私が言っているのはそういうことではない。それはよく分かっている。つまり、部落

差別をはじめとしてという言葉をもう使わなくていいのではないのと。さきほどから言っている多様性として——いろんな人権があるわけですよ。その中の部落差別だけを特別取り立ててやるのではなくて、全体的な人権をやるべきではないかと言っているわけ。

藤井審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長 部落差別だけに限ったものではなくて、人権問題の出発点は部落差別から始まっているところもあるので、こういった表現を取っています。

堤委員 これは要望しとくけど、部落差別から始まっているということ自体がもうナンセンスだよな。つまり、法律は基本的に解消したわけだな。その後に部落差別解消推進法という新しい法律が出てきただけの話。つまり、今の人権というのはいろんな問題が絡み合っ、人権差別が今本当に大変ですわ。SNS上の問題とか、人の死とか、子どもの自殺とか、本来はその部分が一番大事なんよ。それがこの部落差別というのを先頭に持ってくる必要性がもう全くないぐらい重要視されないといけないわけだ。基本的には部長、こういう立場で変わるべきだと思います。じゃないと、いつまで経っても部落差別に囚われてしまうから。もう回答はいいです。平行線だから。そういう考え方に是非立ってほしいということを強く要望しておく。

三浦委員長 ほかに委員の皆様から何かありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑もないようなので、さきほど審査した福祉保健部関係を含め、一括して採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がありますので、挙手により採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原

案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。よって、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で合い議案件の審査を終わります。次に付託案件の審査を行います。

第76号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち、生活環境部関係部分について執行部の説明を求めます。また、本件に関連する諸般の報告⑤について、あわせて報告をお願いします。

新田防災対策企画課長 まず説明に先立ち、先月末に県内を直撃した台風第10号の被害について御報告します。

9月11日時点の取りまとめで、人的被害については軽傷者3名、建物被害は住家で全壊2棟、半壊15棟、床上浸水126棟を含む439棟の被害が報告されています。このほか道路、農林水産業施設などに多くの被害が生じました。県民が少しでも早く普段の生活に戻れるよう、引き続き関係機関等と連携しながら支援・復旧に取り組んでいきます。

それでは資料22ページを御覧ください。

付託案件の第76号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第2号）及び諸般の報告⑤大分県地域防災計画の修正については、関連する内容であるため、まとめて御説明します。

第2回定例会で報告したとおり、県では国の検証と平行して独自に防災対策の見直しを進めています。その内容を反映した大分県地域防災計画の修正案について、9月2日開催の防災会議で承認を得たので、まずは計画の修正概要について御説明します。

今回は孤立集落対策、被災者支援、応援・受援体制の三つの対策の強化について修正を行いました。

（1）孤立集落対策の強化については、①にあるとおり避難所への食料等物資の分散備蓄の推進、②衛星通信機器の整備・活用による通信

環境の確保、③ドローン等による避難所等への円滑な輸送体制の確保などについて修正・追記しています。

（2）被災者支援の強化については、①携帯トイレの備蓄など災害・断水時のトイレ確保等による避難所の環境改善、②被災者の生活再建まで見据えた支援として、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会等を活用したきめ細かな支援を行うなど、災害関連死の防止に向けた取組について修正・追記しています。

（3）応援・受援体制の強化については、①ホテル・旅館など宿泊場所として応援職員が活用可能な施設等のリスト化など、県外等からの派遣職員等の受入れ強化、②訓練等を通じた受援計画の検証・見直しなど、受援体制の強化に向けた取組について修正・追記しています。

下の2番ですが、その他の防災基本計画の修正内容の反映として、①火山防災対策の強化、②女性視点を踏まえた防災対策の推進などについて修正・追記しています。

次に、23ページを御覧ください。

今回の補正予算案では、能登半島地震の検証結果等を踏まえ、迅速に対応すべき防災対策に係る予算案を提出しています。そのうち生活環境部分について御説明します。

1補正予算額ですが、当部関係の補正予算額は、左の区分の上から2段目、第2号補正予算案欄の赤枠で囲った585万8千円です。これを既決予算額に加えた本年度予算の総額は、下の赤枠にあるとおり66億5,832万3千円となります。

資料下側の2補正事業の内容ですが、補正事業は災害時通信環境強化事業の1事業で、補正予算額585万8千円となります。

本事業は、災害時における通信環境を強化するため、通信障害発生に備えた代替手段として、県の災害対策本部等に衛星通信機器スターリンクを導入するものです。能登半島地震では、土砂崩れ等の影響により広範囲で電話やインターネットの通信途絶が発生しましたが、被災地域では衛星通信機器を設置することで、避難者等

の通信環境の確保・改善が図られたほか、応援職員である災害医療派遣チーム（DMAT）等が活動する際にも役立てられたと聞いています。

災害時には情報収集・伝達が応急対策を講じる上で大変重要となります。今回の能登半島地震での教訓を元に、孤立集落発生に備えた訓練などを行いながら、南海トラフ地震等の災害に備えていきたいと考えています。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

堤委員 地域防災計画の修正について、もうちょっと具体的な案かと思ったけど、この程度なのかな。一般質問でも少し質問したけれども、複合災害の場合、今の地域防災計画は原子力災害は独立した編であるよね。どういう避難をするかというね。しかし、複合災害に対する避難計画はないわけですよ。だから、そういう点から考えたときに、今回の能登半島地震の場合には、道路が崩壊して志賀原発からの避難ができなかったよね。大分県の原子力災害の避難計画というのは、まず自宅待機。それから津波などが来たときに避難しなさいとつながっているけれども、実際にそういう複合災害が起こったときに、県民は一体どうすればいいのか。家の中にずっとおったら津波にやられちゃうし、逃げようにも道路が損壊しているなら逃げられない。そうした場合に、県として複合災害に対しての基本的な防災推進策を持っておかないといけないと思う。そこら辺が今回の修正の中に反映されていないと思うけれども、どう考えているのかな。

渡部危機管理室長 先般の一般質問でも御指摘いただいたところです。

まず、原子力発電所の事故については、委員御指摘のとおり、複合災害、特に地震の発生が想定されますけれども、地震の際は特に津波が心配されます。

まずは、原子力災害が起きても、すぐその場で放射性物質が（「違う。そんなこと聞いてない。道路が損壊した場合どうするかと。単刀直入に質問したところだけに答えよう」と言う者

あり）確かに今、計画上、具体的にこうするといったことがありませんが、当然防災へりとか人命救助を第一に考えるので、そこら辺を迅速に対応していきたいと考えています。

堤委員 ごめんね。質問したことはピンポイントですから。そんな答弁は一般質問でも聞いているから言わなくてもいいわけ。

だから、複合災害で一番心配するのは、道路が損壊しました、橋がなくなりました、岸壁が潰れましたということ。南海トラフ地震ではそういう可能性が十分に出てくるわけだから。そうしたときに、避難できない場合の対応——伊方原発で仮に事故が起きた、プルームが飛んできたときの具体的な方向性を県として考えておかないといかんのではないの。それは今考えていないと言っているから、それは考えるべきだと思いますよ。そこら辺は部長、どう思うの。

首藤防災局長 一般質問のときもお伝えしたんですけど、堤委員が言われるのは孤立した場合という想定ですよ。道路が行けなくなるというのは、ある集落が孤立して避難できないと。それは私たちが今度やっている孤立集落対策等で、道路啓開もそうですけど、そこから避難させる手をしっかり講じていくと。ですから、私は孤立集落対策や津波対策をやるのが、原子力災害の防災にも通じるものではないかとお答えをしたんですが。

堤委員 本当にそう思っているの。仮に地震が来ました、道路が壊れましたというときに、1時間後に啓開できるの。原発事故というのは同時多発するわけよ。啓開するまで待つとかないかんわけでしょう。大規模崩落とか土砂崩れが起きたらどうするの。いまだに津久見のインターチェンジは通られんよ。もう何か月になるかね。そういう状況の中で、原発事故があったときに——事故がないのがベストですよ。あった場合の仮定として、そんないろんなことも複合的に考えるべきではないの。何で僕が言っていることが分からん。

首藤防災局長 要はそこから逃げなきゃいけないんですよ。逃げる方法をいかに探すかですから、プルームが来るのに一定時間は（「30

分でしょう。前の答弁で30分ぐらい」と言う者あり) いずれにしても、孤立した集落から早く人を避難させるという行為は、自然災害の孤立集落対策の延長線上にあるものと私は考えます。たとえそれが原子力のプルームが来ようが来まいが、早くその方々を危険な場所から安全な場所に持っていくことだと思んですが。

堤委員 いくらそう言ったとしても、実際に啓開できないわけだし、30分、40分でプルームが飛んできた場合、地震で——本当に複合災害というのは正にそこなんよ。つまり、それは3時間、4時間かかってくる場合もあるだろうし、30分で来る場合もあるでしょう。その間に、今の計画では一応退避ですわ、自己退避。地震の場合に啓開した場合、30分で退避するか、1時間で退避するか、啓開するまでに1日、2日、3日、4日かかるわけです。それまで家の中におられんわけでしょうが。家の中におたってプルームは入ってくる。だから、そういう複合的なことも考えないといかんのではないかという意味。分かりませんか。

首藤防災局長 いかなる方法があるか分からないですけど、私どもが持ち得る、例えば、自衛隊の力を借りたり、海上保安庁の力を借りたりして、とにかく私たちが持ち得る力で、そこにいる方をより安全な場所に移動させることなので、複合災害とはいえ、自然災害でそういう孤立した方々を安全な場所に動かすということは同じことだと思いますので。

堤委員 平行線になるんだけど、結局甘い。そんな計画で実際に複合災害のときに県民の安全は守れない。だからいろいろ知見を、世界からの知見、日本全国の知見がいろいろあるわけですよ。複合災害の場合はどういう形ですか、啓開の場合には何時間でできるのか、そういうところまで基本線として踏んでおかないといかんというのが私の基本的な考え方だし、やはり県としてもそういう立場に立ってほしい。これは強く要望しておくから、よろしく願います。これからも議論していきましょう。

三浦委員長 ほかに委員の皆様から何かありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員は、御質疑等はありませんか。

福崎委員外議員 一般会計補正予算の災害時通信環境強化事業。この導入する10台はどこに配備されるのか。それと、これは機械の導入費でしょうけど、通信に関わる費用があると思う。衛星回線を使うんだから。それにかかる費用はどこに計上されるのか。使ったら払うという形なのか、それとも通常いくらの契約を年間契約してというものなのか。ちょっとそこら辺を教えてください。

新田防災対策企画課長 10台については、各地区災害対策本部とあって、県庁ですね。地区災害対策本部が6で、中部と南部は2台ずつと、あと防災航空隊に配備したので、合わせて10台になります。

それと、通信費用については、大体1台当たり7万円ですが、これは50ギガバイトの定額制の契約を結ぼうと考えています。

その費用については、現在も予算化している中から見て、今後必要な分については補正予算、来年度予算でまた要求することを考えています。

福崎委員外議員 配備は分かったんですけど、1台7万円というのは、月額7万円払うんですか。年間7万円ですか。

新田防災対策企画課長 1台月額が7万円になります。

福崎委員外議員 年間700万円、毎年払っていくと。使う、使わない関係なく700万円ずつ払っていくと言っているんですか。

新田防災対策企画課長 そのとおりです。

三浦委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかにないので、これで質疑を終わります。それでは、本案のうち本委員会関係部分について、さきほど審査した福祉保健部関係を含め、一括して採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第82号議案大分県環境基本計画の策定について、執行部の説明を求めます。

田崎環境政策課長 資料24ページを御覧ください。第82号議案大分県環境基本計画の策定について御説明します。

今回は大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第3条第1項に基づいて、計画案を提出しています。

資料左上にあるとおり、本計画は大分県環境基本条例の規定に基づき、環境の保全に関する目標や施策の方向を定めたもので、大分県長期総合計画の部門計画となるものです。

目指すべき環境の将来像を、恵み豊かで美しく快適な環境先進県おおいたとし、資料下に記載している五つの基本目標ごとの施策を通じて、これまでの環境政策を継承しつつ、企業の環境対策、環境保全活動などに新たな社会的価値を付け、経済の発展も促していく取組を新たな県民運動グリーンアップおおいたとして展開することにより、環境先進県おおいたの実現を目指していきます。

次に資料25ページを御覧ください。

環境指標として37項目を設定し、進捗管理を行っていきます。4番と14番のおおいたグリーン事業者認証制度登録件数、脱炭素や脱プラスチック部門もあります。12番の県内の水素ステーション数、右側28番のおおいたの重要な自然共生地域の選定数など新たな指標が14項目、現行計画から目標値の見直しなどを行って設定した指標が23項目となっています。

次に資料26ページを御覧ください。

前回の本委員会報告後、7月1日から31日までの間、計画の素案についてパブリックコメントを実施したところ、15名から延べ45件の意見をいただきました。いくつか紹介すると、資料左側の6地球温暖化対策における再生可能エネルギーへのチェンジは家庭部門の削減対策を重点施策として推進すべきではないか、27ページの30環境への取組にあたって観光施

策との連携等が必要ではないか、右側37グリーンアップおおいたについて、全ての県民が理解できるような分かりやすい呼びかけ等により県民参加を促進してほしいという趣旨の御意見をいただいたので、計画案に反映しました。

なお常任委員会資料とは別に、同名の別冊資料も配付しています。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

堤委員 ばいじんの問題について聞きます。よく見ると、⑨の報告の中でそういうのがあるみたいだから。だから、二つだけ聞きますね。

地球温暖化対策で、温室効果ガスが今全体的に減少しているとあって、その要因として再生可能エネルギーの導入拡大や原発再稼働とか挙げられているけれども、特に最近、再生可能エネルギーの太陽光について、政府が旗を振って推奨しているながら——これはもしかすると商工観光労働部の関係なのか分かんないので、ごめんなさい。今出力規制をやっているのも、非常に矛盾する思いで、そこら辺が県として何か対策があるのかというのが一つ。

あと、伊方原発と意見交換をいろいろやっているとか聞いてはいるけれども、最近この1年間ぐらいで事故とかはホームページに簡単に公表されているが、主な事故があればその事故の状況と、あと1、2号機の廃止措置が今行われていますよね。それは今どのぐらいまでいっているか分かれば教えて。

あと、グリーン・コンビナートの問題。水素とアンモニア混燃などを推進しようとしているけれども、結局それをつくる過程での運送又は原料生産や現地の森を伐採する問題とかいろいろ問題はあるわけね。そういう全体的なCO2の削減も総合的に考えていかなければならない課題なのね。だからそういう推進会議の中で、グリーン・コンビナートを進める中で、今言ったような中身について、総合的に勘案されているのかを少し教えてください。

田崎環境政策課長 私から出力規制について。

太陽光発電が増加しているのも、その性質上、

昼間の発電量が多くなっています。県では国の交付金を活用して蓄電池の補助を行って、太陽光で発電した電気を蓄電池にためて、別の時間帯に使えるよう自家消費を進めています。

それと、次にグリーン・コンビナートについて。地球温暖化対策の観点から、水素製造においてCO₂を出さないグリーンエネルギー、グリーン水素であることが望ましいと考えていて、推進会議においても、再エネ電力で水を電気分解して水素をつくることを前提としたグリーン水素を目指して協議が行われています。

渡部危機管理室長 私から伊方原発の状況について御報告します。

まず、事故報告の状況ですが、今年度4月以降19件となっています。そのうち3区分あるA、B、Cの重い事象のAですが、労災の2件を含めて4件あります。

中身としては、まず1件目が4月17日に起きた地震の観測です。しかし、これは発電所そのものに大きな影響はありません。

もう一点目は、原子炉の周辺のポンプとかモーターを冷やすための冷却装置があるんですけども、それが海水面での取替え作業の際に、本来閉まっていなければならなかった弁が閉まっていなかったものです。これも原子炉とか放射性物質の放出は確認されていません。

それともう一点、1号機、2号機の廃止措置についてですが、廃止措置に着手したのは1号機が平成29年9月、2号機が令和3年の1月となっており、それから40年かけて四つの工程で廃炉する計画となっています。現在第1段階目として、燃料の排出と放射線管理区域外の施設の解体撤去をするようにしています。この1段階目の作業がおおむね10年かかる予定で、今その最中です。

今年私が6月7日に伊方原発の中を視察して、その際に四国電力の社員からも計画通りだという説明を受けており、立地県の愛媛県も同様の認識を持っています。

堤委員 田崎環境政策課長、交付金の蓄電池補助で、各家庭の太陽光で発電したものは蓄電池で、大規模メガソーラーとかも蓄電池でためら

れる。つまり、そういうところの売電がなかなか厳しくなって借金が返済できんとかいう話が出てきているわけよな。だから、蓄電池でもいろんなケースがあると思うけど、そこら辺をもう少し分かりますか。

それとグリーン水素の問題で、水から水素を抜き出すわけだけど、それを使う電気はどこから来るの。水を沸騰させたり分離させると電気があるよね。推進会議では、その電気は何由来の電気の計画になっているか。以上2点。

田崎環境政策課長 今、県で要求しているのは家庭と企業なので、メガソーラー——すみません、企業を対象にしている分で蓄電池を進めていることと、推進会議は……（発言する者あり）

宮本環境政策課参事 コンビナートの水素の製造を検討していますが、その基になる電気分解をする電気は、基本的には太陽光や大分県で言えば地熱といったものを有効活用できないかと検討を進めているようです。

堤委員 分かりました、もういいですよ。（「失礼しました」と言う者あり）さきほどの蓄電池の関係で、どういう要綱でどのくらいの補助金があるか、後で資料をください。（「承知しました」と言う者あり）

三浦委員長 ほかに委員の皆様から何かありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告したい旨の申出がありましたので、これを許します。⑤についてはさきほど報告がありましたので、その他の事項について報告をお願いします。まず①の報告をお

願います。

若松食品・生活衛生課長 資料28ページを御覧ください。生活環境部が所管する公社等外郭団体の経営状況等を御報告します。

当部が所管する団体のうち、地方自治法に基づき今議会へ議案として経営状況等を報告する団体は1団体で、資料左側の赤枠の団体です。

そのほか議案の対象ではないものの、大分県公社等外郭団体に関する指導指針に基づき指導監督を行っている団体は1団体で、資料右側の赤枠の団体となります。

29ページの左側を御覧ください。食品・生活衛生課が所管する公益財団法人大分県生活衛生営業指導センターの経営状況を御報告します。

項目2のとおり、県の出資金は200万円、出資比率は40%となっています。

項目3の事業内容ですが、本センターは法律に基づき、都道府県生活衛生営業指導センターとして指定している団体です。主な事業内容としては、飲食業や旅館業など生活衛生関係営業に対する相談や指導、後継者育成支援、経営指導のための調査などを行っています。

項目4の5年度決算状況ですが、下線を引いている当期正味財産増減額は9万8千円の黒字となっています。

項目5の問題点及び懸案事項ですが、原材料やエネルギーの価格高騰等による影響を受けている事業者に対する支援とともに、事業者に対し効率的な指導、情報発信を行うため、組合への加入を増やす必要があります。

項目6の対策及び処理状況ですが、センターでは融資や各種補助金活用のため、弁護士、税理士、社会保険労務士等によるサポートチームと連携した相談指導を行うとともに、組合加入のメリット等をまとめたパンフレットを新規開業者等に配布するなど、組合への加入促進に向けた取組を行っています。

北村循環社会推進課長 次に資料の右側を御覧ください。循環社会推進課が所管する公益財団法人大分県環境管理協会の経営状況を御報告します。

項目3の事業内容ですが、この法人は浄化槽

法に基づき、知事が浄化槽の水質に関する検査の業務を行う者として指定した県内唯一の指定検査機関です。

項目4の5年度決算状況ですが、左側一番上の経常収益は4億5,824万8千円となっており、一番下の下線を引いている当期正味財産増減額は2,085万2千円の増額となっています。

項目5の問題点及び懸案事項ですが、法定検査とは浄化槽管理者に義務付けられたもので、浄化槽の維持管理が適正に行われているか、本来の機能が発揮され適切に排水処理が行われているかを確認するものです。この受検率が近年40%台で推移しており、その向上が課題であると考えています。

項目6の対策及び処理状況ですが、今後の受検率向上の取組として、効果的な法定検査の実施に向け、関係機関で構成する法定協議会等を活用し、浄化槽台帳の再整備を進めていきます。あわせて、検査未受検者への指導の推進や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進に向けて、関係機関と連携して各種啓発・普及活動等も実施していきます。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

ただいまの報告について、委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

堤委員 浄化槽の検査は議会でも問題になったことがあるけれども、急にはがきが来て、いつ行くから検査をするよという形で、なかなか進んでいないと話を聞いたんだけど、法定検査で年に1回受けないかんと。それが44%でしょう。つまり56%受けていない。これは義務ではない。法定だから義務と思うんだけど、罰則がないからこれだけ緩いという状況だったの。

北村循環社会推進課長 単独浄化槽が大変多くて、法定検査を受けていないところには個別に手紙を送って指導しているけれども、台帳ではなかなか全部把握し切れていないと。

今年度の事業で浄化槽台帳の整備をしているので、各種清掃業者、保守点検業者、それから環境管理協会それぞれの台帳データを提供して

いただいて突合して、幽霊浄化槽を把握して、しっかり定期点検を受けていただくよう指導したいと思っています。

三浦委員長 ほかに委員の皆様から何かありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑もないので、次に②から④について報告をお願いします。

小野生活環境企画課長 資料30ページをお願いします。施策の評価方法等については、福祉保健部から説明しているので省略します。

資料31ページを御覧ください。総合評価の一覧表を31ページから33ページにそれぞれ安心、活力、発展と分野別に掲載しています。そのうち、生活環境部が所管する施策は赤枠で囲った部分です。31ページの安心の分野、政策欄の4 恵まれた環境の未来への継承～おおいとうつくし作戦の推進～の(1)から(4)までの四つの施策、5 安全・安心を実感できる暮らしの確立のうち(3)から(5)までの三つの施策、6 人権を尊重し共に支える社会づくりの推進の施策、7 多様な主体による地域社会の再構築のうち(2)の施策、8 強靱な県土づくりと危機管理体制の充実のうち(2)から(4)までの三つの施策、次の32ページにある活力の分野の政策欄の7 女性が輝く社会づくりの推進の施策、33ページにある発展の分野の政策欄の1 生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造のうち(6)の施策、以上14の施策が生活環境部に関する施策であり、目標の達成に向けて取組を進めています。

それぞれの施策で設定している目標指標の令和5年度における達成状況については、達成が8指標、概ね達成が6指標となっています。このうち、達成状況が良好であった指標、不十分であった指標について、主なものを担当所属から説明します。

新田防災対策企画課長 資料34ページを御覧ください。目標を達成していない指標で、施策

名災害に強い人づくり、地域づくりの推進です。

Ⅱ目標指標のi 自主防災組織避難訓練等実施率及び津波浸水想定区域内における自主防災組織避難訓練等実施率の達成度は、それぞれ77.7%と82.8%となっています。これは、一番下のⅢ指標による評価のiに記載しているとおり、住民集合を基本とする訓練の実施率がコロナ禍から回復してきてはいるものの、自治会役員等の高齢化による各種行事の縮小、天候不良による訓練の中止等が相次いだためです。

次の35ページを御覧ください。

左上のⅣ指標以外の観点からの評価の①の2ポツ目にあるように、昨年度は住民主体の継続性のある訓練を促進するため、6市町に避難させ隊を派遣し、各地域の抱える課題解決に向けた学習会や避難訓練を支援してきました。今後は、一番下のⅦ総合評価と今後の施策展開についての一つ目のポツのとおり、地域の特性を考慮した避難訓練の実施や高齢者施設での避難訓練等を支援するとともに、二つ目のポツにあるように個人や家族、地域の避難のタイミング等をあらかじめ定めるタイムラインの作成支援や地域の防災活動をコーディネートできる防災士等の育成に取り組んでいきます。

あわせて避難訓練については、7月に県下18市町村を訪問し、命を守る活動につなげられるよう本年度からより実践的で取り組みやすく、高齢者でも参加しやすく天候にも左右されないメニュー、例えば避難時の声かけの実践、タイムラインの作成、ハザードマップ、避難路の確認、非常口のチェック等による避難訓練の取組を提案しました。今後市町村と連携しフォローアップしながら避難訓練率の向上に務めていきたいと思います。

田崎環境政策課長 36ページを御覧ください。

目標を達成している指標で、施策名は地球温暖化対策の推進です。

Ⅱ目標指標のi 温室効果ガス排出量の達成度は124.1%となっています。なお、本排出量は資源エネルギー庁の都道府県別エネルギー消費統計等のデータに基づき算出した数字です。現在、公表されている最新の統計情報が令和3

年度のものであるため、令和5年度の目標値と実績値は直近の令和3年度の数値となります。

目標を達成した要因として、一番下のⅢ指標による評価のiにも記載しているとおり、家庭エコ診断等の実施や省エネ・節電に関する行動や意識が広がったことに加え、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する自動車や航空による旅客等の輸送量が減少したことが挙げられます。

次の37ページを御覧ください。

Ⅶ総合評価と今後の施策展開についての一つ目と二つ目のポツに記載しているとおり、2030年度の温室効果ガス削減目標達成に向けて、太陽光発電設備等の補助事業のほか、若い世代への普及啓発やおおいたグリーン事業者の認証など事業者への取組も進めていきます。

続いて資料38ページを御覧ください。第3次大分県環境基本計画の令和5年度における実施状況について御説明します。

本計画は、大分県長期総合計画の部門計画として平成28年度にスタートしたもので、目指すべき環境の将来像を、天然自然が輝く恵み豊かで美しく快適なおおいたとし、五つの基本目標を掲げて施策を展開しています。

次の39ページを御覧ください。

1計画に定めた環境指標の評価結果を御覧ください。基本目標ごとに計53指標を定め、進捗管理を行っています。令和5年度は達成が30指標、概ね達成が17指標で全体の88.7%を占めており、計画達成に向け概ね順調に進捗しているものと考えています。

次に、2環境指標ごとの評価結果を御覧ください。53の指標のうち、主なものについて説明します。

まず表の左側、3番NPOとの協働による生物多様性保全活動の実施件数ですが、希少野生動植物の保護や特定外来生物の駆除など幅広い保全活動をNPOと協働して実施したことにより目標を達成しました。本県の自然環境を守っていくためには、専門性が高く県民参加型の活動を多く取り入れているNPOとの連携が今後必要であることから、本指標は第4次計画に

おいても引き続き設定します。

未達成となった指標は、40ページを御覧ください。

右側の26番海岸清掃参加者数は、チラシやテレビスポットなどを通じて清掃活動への参加を広く呼びかけたものの、天候の影響などもあり目標を達成することはできませんでした。美しい海岸環境を保全する取組は非常に大切であることから、今年度実施したOITAスポGOMIブロック大会などを通じて、より幅広い年代の環境美化活動への関心を喚起し、海岸清掃への県民参加を促進したいと考えています。なおこれも第4次計画の指標に掲げ、進捗管理を行うこととしています。

二つ下の28番一般廃棄物リサイクル率については、県内市町村の好事例を共有しリサイクル促進の働きかけを行うとともに、スーパーと協力してペットボトルやプラキャップの回収運動等に取り組みましたが、目標を達成できませんでした。今後は市町村への働きかけに加え、環境アプリを活用し、食品トレーを回収する参加型啓発や豊かな海づくり大会関連イベントでのプラごみ分別回収・再資源化に関する意識啓発などリサイクル促進に取り組んでいきます。

木内県民生活・男女共同参画課長 資料42ページを御覧ください。第5次おおいた男女共同参画プランの実施状況について御説明します。

第5次おおいた男女共同参画プランは、令和3年度から令和7年度を計画期間とし、資料中央にあるとおり、総合目標に男女共同参画社会の実現を掲げ、様々な取組を行っています。

それでは、令和5年度の実施状況について御報告します。次の43ページを御覧ください。

指標として目標を定めている数値の中には、毎年調査が行われないものもあるため、令和5年度の実績が確認できている14の指標をお示ししています。この中で目標を達成している指標及び未達成の指標について、主なものを御説明します。

まず未達成の指標です。3番の雇用者のうち管理的職業従事者に占める女性の割合は13.4%で、達成率は63.8%となっています。

目標とする21.0%の達成に向けてはさらなる取組が必要です。そのため、今年度は新たに大分大学の産学連携組織と連携した女性向けのスキルアップ講座を実施し、次世代女性リーダーの育成を通じて、企業における女性管理職の登用促進を図ることとしています。

次に目標を達成している指標です。4番の女性が輝くおおい推進会議の女性活躍推進宣言企業数で、経済5団体と連携した働きかけにより、宣言企業は累計で332社に達し、既に目標を大きく上回って達成しています。各宣言企業では、育休取得や女性管理職の登用促進に取り組むほか、特に製造業等においては女性技術者の採用や就労環境の整備などに取り組んでいます。

引き続き令和7年度末までの目標達成に向け、県はもとより市町村、企業、地域団体等と連携・協働を図りながら、オール大分で取組を進めていきます。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

ただいまの報告について、委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

後藤委員 長期総合計画でお願いというか、御相談です。さきほど福祉保健部長にも話したんですけど、動物愛護の推進のところ、ここには出ていますけど、多頭飼育崩壊の問題とかあります。いつも若松食品・生活衛生課長に本当に無理を言ってお願ひしているけど、これは福祉保健部長も言っていたけど、大分市以外の保健所が行っている動物行政——これは多頭飼育崩壊の福祉行政も絡んでいると思うけれども、市町村の担当にしっかりしてもらわないとなかなか難しい問題があるのは、多分皆さん認識していると思います。

改めて最近感じる人が多いのは、この問題は、ここに書いていますが、特に猫が好きな人が嫌いな人のために活動している面もかなりあるので、是非その辺は皆さんに理解していただいて、このいろんな活動が行われているのを知っていただきたい。多頭飼育崩壊の現場って本当に悲惨で、僕は人権問題とかにも随分絡んでくる問題だとかなり感じているので、是非その

辺はよく福祉保健部局と話をして、一緒になって考えていただければと思っているので、よろしくお願ひします。

若松食品・生活衛生課長 資料17ページの長期総合計画にも、多頭飼育者等に対する合同指導という形で書いています。本当に悲惨な状況になる前に、なるべく福祉部門あるいは市町村から情報をいただいて、早期に入って悲惨な状況を防ぐというのが一つ。もし起きてしまったときには、飼育譲渡とか周辺環境の改善などの対策もいるし、また、おっしゃるとおり、飼い主の人としての生活支援等も考えなくてはいけないので、市町村、福祉部門あるいはボランティアの方々と連携して対応していきたいと考えています。

今年度も生活困窮者支援推進検討会の会議への情報提供とか包括支援センター職員の研修会等にも、この動物愛護、多頭飼育の問題を一緒に考えてもらおうと話合いの場をつくろうとしているので、広げていきたいと思っています。

(「ありがとうございます。よろしくお願ひします」と言う者あり)

三浦委員長 ほかに委員の皆様から何かありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑もないので、⑥から⑧について報告をお願いします。

藤井審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長

資料44ページを御覧ください。第4次大分県人権尊重施策基本方針について、人権尊重社会づくり審議会での議論を踏まえて素案を作成したので報告します。

左上の1改定の趣旨ですが、人権をめぐる社会情勢の変化や昨年度実施した人権に関する県民意識調査、新たな長期総合計画等を踏まえ、さらに新たな人権課題に対処するため、今回5年ぶりに改定を行うものです。

2基本方針の位置付けですが、本方針は人権尊重条例の規定に基づき策定するものであり、

県長期総合計画の部門計画です。

3の推進体制ですが、大分県人権施策推進本部で総合的に推進します。

4の今後のスケジュールですが、本定例会終了後にパブリックコメントを実施し、第4回定例会で計画案を報告する予定としています。

最後に5の人権尊重施策の総合的な推進の施策体系です。①の人権啓発・教育の推進と②の相談・支援・権利擁護の推進、③の様々な分野における人権行政の推進の三つで構成されています。

今回の改定の主な内容ですが、令和2年度の改定以降に変更等のあった関連法律や計画等の内容を盛り込むほか、赤枠で囲んだ三つを新たに重要課題として位置付けています。

その背景として、9の犯罪被害者やその家族の人権問題は、犯罪被害者給付金の大幅な引き上げなど救済制度等の見直しが進んでいること、10のインターネット上の人権侵害やAIをめぐる人権侵害リスクは、インターネット上での人権侵害事件数が高水準で推移していることや対応する法律等が整備されていること、またAIの急速な発展・普及に伴い、人権侵害に関するリスクが懸念されていること、11の様々な人権問題の働く人々の人権問題は、県民意識調査で自身が体験した人権侵害のうち、職場での嫌がらせやハラスメントが約半数を占めることやカスタマーハラスメントが近年問題となっていることを踏まえ追加したものです。

新たな課題にも対応しながら、引き続き総合的に人権尊重社会の実現に取り組む内容としています。

なおこの資料とは別に、別冊で紙資料を配付しています。

木内県民生活・男女共同参画課長 資料45ページを御覧ください。第5次大分県DV対策基本計画の策定について説明します。

本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく計画として、本県施策の基本的な方針と実施内容を明らかにするものです。現行の第4次計画が今年度末に計画期間を終了することから第5次計画を策定

するもので、計画期間は令和7年度から令和13年度までとしています。

下の2現状と課題ですが、大分県男女共同参画審議会では、若年層への啓発強化・幼児期からの予防教育が重要である、加害者更生プログラムに向けての具体的な推進が必要である等の御意見をいただいています。

また、令和4年度に実施した県民意識調査の結果によると、DV被害を一度でも受けた人のうち相談した人の割合は29%に留まり、全国と比較しても低い状況となっています。相談しなかった理由としては、相談するほどのことではないと思った、自分にも悪いところがあると思ったなどが多く、その背景にはDVに対する理解が十分に進んでいない状況があると分析しています。

以上を踏まえ、右側3計画の骨子については、基本理念を配偶者等からの暴力のない社会を目指してとし、五つの基本目標を掲げるとともに20の重点目標を設けています。特に重点目標の2においては、若年層への教育や啓発を充実・強化するほか、重点目標の3において、加害者更生に向けた調査・研究を進めるなど、これまでの対策をより強化していく内容としています。

左下4今後の主なスケジュールを御覧ください。今後、男女共同参画審議会における意見聴取や協議を重ねた後、12月にパブリックコメントを実施し、県民の意見を反映した計画を策定します。また来年の3月に、本委員会にて新たな計画を報告する予定としています。

小野生活環境企画課長 資料46ページを御覧ください。大分県青少年健全育成基本計画について説明します。

本計画は、青少年の健全育成施策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間として、各種施策を推進しています。性格の欄にあるとおり、①の青少年の健全な育成に関する条例に基づく総合的な基本計画として策定しており、②子ども・若者育成支援推進法に定める県子ども・若者計画として、また③大分県長期総合計

画の部門計画としても位置付けています。

概要ですが、Ⅰ次世代を担う青少年の育成、Ⅱ青少年の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備、Ⅲ個別の対応を必要とする青少年への支援の三つの基本目標を定め、子ども・若者の育成と支援に取り組んでいます。

そして資料の下側、福祉保健部所管のおおいた子ども・子育て応援プラン（第5期計画）については、さきほど福祉保健部からも説明があったかと思いますが、現在策定作業が行われており、県こども計画のほか、大分県青少年健全育成基本計画に位置付けている②子ども・若者育成支援推進法に定める県子ども・若者計画、⑦青少年の健全な育成に関する条例に基づく総合的な基本計画を含めた八つの計画として位置付けて令和7年度にスタートする予定です。

国のこども基本法にも規定されているとおり、こども施策に関する計画の一体化を図るとともに、これまで以上に福祉保健部と連携を図りながら、子ども・若者の育成と支援に取り組みたいと考えていることから、計画期間はあと1年残していますが、今回見直しを行い、大分県青少年健全育成基本計画は令和7年度からおおいた子ども・子育て応援プランとして一本化することとします。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

ただいまの報告について、委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

堤委員 さきほどの人権問題の質疑でも言ったけれども、もうしょっぱなからそういう状況だもんな。部落問題に1ページ使ってね。これはもう削除すべき。これは要望。もう答えなくていい。

大分県人権尊重施策基本方針素案28ページのインターネット上の差別的な書き込みに対するモニタリングを実施して、地方法務局とか県内市町村関係機関と連携して適切な対応を行うとなっているが、これはどうやってモニタリングを実施して対応するのかを教えて。

藤井審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長

モニタリングについては、現在も実施しており、不適切な投稿がされる傾向の強いサイトを

を把握しているの、そういったサイトを中心に定期的にモニタリングをして、不適切な表現があれば法務省に連絡して、削除の要請ができるか検討をして、場合によっては削除の要請をする取組をしています。

堤委員 過去1年間にどれぐらいしたの。

藤井審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長

令和5年度が県と市町村と合わせて25件、令和4年度が同じく県市町村を合わせて38件でした。

堤委員 主な中身はどういうものなの。

藤井審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長

外国人に対する差別的な表現と部落差別、この二つが主です。

御手洗委員 DV対策基本計画に関わることで、相談があまりないということですが、正しい理解が進んでいないと分析しちゃうと、あたかも相談しない方がどうなのと受け止められる可能性もあります。今全国的に兵庫県のことで話題になっていると思いますが、よかれと思って言った人がすごくつらいというか、最終的には自死してしまうこともあり、本来相談する場所がはっきり周知されて、相談に行った人がここに相談したら何とか自分のことを助けてくれるんだ、親身になってやってくれるんだと思うことが一番だと思う。当然そういった取組はされていると思うけれども、そこをさらに充実していただければと思うので、よろしく願いします。要望になります。

木内県民生活・男女共同参画課長 御指摘ありがとうございます。私どもが今問題と考えているのは、一つは窓口の周知が不十分ではないかということ、しっかり窓口の周知をして、また相談を受ける相談員もしっかりスキルを上げて寄り添った相談を受けられるようにしようということです。

もう一つ、正しい理解が進んでいないというところですが、DVはどうしても暴力的なもの、社会的DVとか経済的DVとかいろんなものがあり、例えば私どもがやっているデートDVのセミナーなんかでは、こういうのもDVに当たるんだという気付きの

あるアンケート結果とかが出てきているので、DVとはどういうものが該当するのかをしっかりと周知していければと考えています。

堤委員 さきほど言った5年間の件数と、あとどういう状況かというのを、後で資料でください。

藤井審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長 数字として5年分はないかもしれませんが、「ある分で」と言う者あり）直近である分を後ほど提示します。

三浦委員長 ほかに委員の皆様から何かありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員は、御質疑等はありませんか。

福崎委員外議員 大分県青少年健全育成基本計画の方で、Ⅱ青少年の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備と、地域社会・関係機関の連携・協働と書いていますが、今自治会に加入する人も少なくなっている。PTAがなくなったり、子ども会が消滅していく中で、地域で支えていく環境自体がもうなくなりつつあるので、連携・協働するものが失われつつあるのではないのかと思います。ここら辺は、要は家庭、保護者がどういう思いを持つかが一番大切なのかな。その中で、保護者が子どもたちのために地域に関わっていきながら、地域社会全体で子どもたちを健全に育てていくことが必要ではないかと思うので、そこら辺は少し今後、計画を具体的に煮詰める中でしっかりと管理して計画を作っていただきたいと思います。これは要望なので、答えはいりません。

三浦委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑もないので、次に⑨について報告をお願いします。

嶋崎環境保全課長 資料47ページを御覧ください。令和5年度の大分県における大気環境等の調査結果について、主な項目を御報告します。なお、調査結果には中核市である大分市のものも含まれます。

まず1大気環境についてです。（1）大気環

境常時監視測定結果の概要ですが、光化学オキシダントが環境基準非達成でした。光化学オキシダントの環境基準は、1時間あたりの値が0.06ppm以下とされており、これを超過した時間がわずかにあったため非達成となりました。環境基準以下であった時間の割合は約95%で、注意報の発令基準である0.12ppm以上が継続する状態ではありませんでした。

その下、（2）有害大気汚染物質調査結果の概要についてです。環境基準は全て達成しましたが、指針値が定められている1,2-ジクロロエタンは、1か所達成しませんでした。原因施設に対して、排出量削減等の指導を行っているところです。

次に資料右側、2水環境についてです。（1）公共用水域の水質測定結果の概要について、①健康項目（人の健康の保護に関する環境基準）は合計95地点のうち92地点で環境基準を達成しています。三つの河川の3地点でヒ素が環境基準を超過しましたが、これは上流域の休廃止鉱山や温泉に起因する自然由来のものと考えられます。

次に②生活環境項目（生活環境の保全に関する環境基準）については、合計64水域で調査した結果、58水域で環境基準を達成しています。残りの6水域が非達成であった原因としては、少雨傾向による藻類の繁殖等の影響が考えられますが、引き続き調査し注視します。

次の48ページを御覧ください。

左側（2）地下水の水質測定結果の概要については、71本の井戸のうち12本でヒ素等の環境基準超過がありました。いずれも継続監視調査している井戸であり、所有者に連絡して飲用しないよう指導しています。

次に下の3ダイオキシン類の調査結果については、70地点のうち69地点で環境基準を達成しています。継続調査をしている大分市の地下水1地点で環境基準超過がありますが、大分市が井戸所有者に飲用しないよう指導しています。

資料右側の4自動車騒音の調査結果については、主要幹線道路に面しており、騒音の影響を

受ける地域の住居等94,831戸のうち97.8%が昼夜ともに環境基準を達成しています。

その下5環境放射能水準調査では、測定項目のいずれも異常はありませんでした。

本県の大気、水等の環境はおおむね良好な状態で推移しています。環境基準非達成のものについても引き続き指導等の対応を行うとともに、今後も注視します。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

ただいまの報告について、委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

堤委員 今の関係で大気汚染。法律上の問題ではないけれど、日本製鉄のばいじんの問題について。私も背後地だから真っ黒いやつがすごいですよ。そういう状況で、苦情処理とかは第一義的には大分市が対応するけれど、県としての立入調査をしていると思う。その中で具体的に指導したものがあるのかな。設備改修だとか、ばいじんの低減をする問題とか。そういうところがあればちょっと教えていただきたい。

あともう一個。水の関係で、これは一般質問でPFASの問題を取り上げて、部長は今後モニタリングをしていくと答弁をしているよね。工場の地下水2か所まで1か所と言っていたけれども、そのモニタリングは、結局数値をチェックしていくのかな。どういうモニタリングをするかを教えてください。

嶋崎環境保全課長 まず1点目、日本製鉄の降下ばいじんに係る大分市等の立入調査、苦情処理についてですが、委員御承知のとおり、公害防止協定に基づいて大分市と合同で令和6年度は9月中旬までに11回立入調査をしています。ちなみに、令和5年度が12回で、ヤードとかマウンドとか、焼結炉等のばいじん対策の調査、計画の進捗状況について監視をしています。

ばいじんは着実に減少しているが、依然として住民から苦情が寄せられていることから、三者協定の降下ばいじんの検討会でその内容を共有し、引き続き対策の実施について求めています。

次に2点目ですね。大分市内のPFASの当該工場についてですが、令和4年5月から地下

水の浄化対策を開始しており、2地点の濃度は年々減少傾向です。大分市が継続してモニタリングしています。実際に数値的には年々減少していて、具体的な数値は大分市から今後公表する予定なので、この場での回答はちょっと控えたいと思います。（「分かりました」と言う者あり）

三浦委員長 ほかに委員の皆様から何かありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 委員外議員は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑もないので、以上で諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別にないので、これをもって生活環境部関係を終わります。執行部はお疲れ様でした。委員外議員もお疲れ様でした。

委員の皆様は内部協議を行いますので、このままお待ちください。

〔委員外議員、生活環境部退室〕

三浦委員長 これより内部協議を行います。

まず閉会中の所管事務調査の件について、お諮りします。お手元に配布のとおり各事項について、閉会中継続調査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

この際、ほかに何かありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別にないので、これをもって本日の委員会を終わります。

お疲れ様でした。